

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのある本人たちからの要望】

[1]大阪手をつなぐ育成会本人支部（大阪ともだちの会）より

大阪育成会では、1999 年より当事者の会（本人支部）を設置しており、昨年 25 周年を迎えました。仲間同士のコミュニティとして余暇活動や勉強会などの年間を通した活動をはじめ、毎年開催している大阪知的障がい者福祉大会の『本人大会』は当事者の実行委員組織で企画運営しています。

また当会の法人役員（2016 年の社会福祉法改正以前は理事、法改正以降は評議員）として当事者に参画いただいています。

このような活動を通して、「自分たちのことは自分たちで決めたい」「みんなが困っていることを伝えたい」「社会のみなさんの障がい理解を深めたい」という意識が当事者にあふれています。

知的障がいがあると「決められない」「考えられない」わけではありません。適切な支援や配慮があれば、言葉と行動をもって自分たちの意思を伝え、思いを表現する当事者がたくさんいることを知ってください。

そして、大阪府の障がい福祉行政の起点は、本人の声からしか始まらないことを、私たちとともに認識していただきたいと思います。

以下、本人支部（大阪ともだちの会）より届いた要望です。

- 1.合理的配慮のわかりやすい版パンフレットを作らせてください。
- 2.私たちのことについて、制度など何かを決めるときは、まず私たちの意見を聞いてください！

（回答）

1 について回答

○ 令和 6 年 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が、条例に続いて法でも義務化されたこと等を契機とし、具体例を追加するなど、府民へ障がい者差別をわかりやすく伝えることを目的に大阪府障がい者差別解消ガイドラインを令和 7 年 3 月に改訂しました。

しかし、合理的配慮という言葉の意味は府民に十分浸透しているとはいえず、よりわかりやすく府民へ伝える必要があると認識しています。

そこで、わかりやすい版の作成ノウハウがあり、障がい当事者の声を反映させることできる貴会にご助力いただき、大阪府障がい者差別解消ガイドラインわかりやすい版の今年度中の完成を目指しています。

2 について回答

○ 知的障がいのある方からの差別や虐待に関する相談へ対応するにあたっては、当事者の意向を最大限に尊重し、対応方針等を決定しています。今後も

障がいのある方への支援に当たる際は、わかりやすく制度や支援内容等を伝えとともに、当事者を中心とした支援となるよう心がけてまいります。

- また、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議等に関する事務を行う大阪府障がい者施策推進協議会においては、大阪ともだちの会より委員就任いただき、協議会にご出席いただくとともに、ご意見を賜っているところです。
- 引き続き、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、ご意見をお伺いしながら、障がい者計画の策定をはじめ、さまざまな検討を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【権利擁護】

[2]知的障がいのある人への差別解消について

大阪府においては、差別解消法の啓発に努めていただいていること、また大阪府の「差別解消ガイドライン」を改訂いただいたこと、さらに以前よりお願いしていた「支援者への差別事案の聞き取り」について、昨年度の大阪府虐待防止研修の受講者へアンケートを実施していただいたことに感謝いたします。

加えて『当事者にわかりやすい差別解消ガイドラインの説明資料』について、前向きなご検討をいただいたことは大変うれしく思っております。

知的障がいの立場からは、ガイドラインにある事例では不足を感じており、また相談そのものも知的障がいの件数が少ない状況です。

法律にある当事者からの申出により建設的対話を基本とするならば、知的障がいのある人には、その対話に到達するまでの配慮や支援が必要であると私たちは考えています。

- 1.今年度作成をご検討いただいている知的障がいのある人に向けた「差別解消ガイドラインの説明資料」が各所で活用されることで、当事者のエンパワメントに繋がってください。特に、支援学校を含む支援教育現場で差別解消法の理解につながる授業に取り入れてください。
- 2.虐待防止研修での差別事案に関するアンケートについて、その結果をどのように活用されるのか教えてください。
重ねてのお願いですが、差別等と出会うのはヘルパーやグループホーム従事者ですので、その声を集約し活かしていただくようお願いします。
- 3.差別解消地域協議会未設置の市町村がまだあり、未設置市町村は相談件数も少ないと聞きました。大阪府には、協議会未設置をゼロにするとともに、各市町村の取組みを平準化することや、複数の市町村で連携した取組みを行うことなど、広域的な工夫をお願いします。
- 4.昨年4月の法改正により事業者による合理的配慮が義務となりました。その事業者も含めて地域社会全般に対し、合理的配慮を行う上で重要な『基礎的環境整備』についての啓発をしてください。
知的障がいのある人にとっては「わかりやすい表示や標記」「やさしい日本語」などが基礎的環境整備になります。
- 5.大阪府においては、昨年「医療機関・医療従事者のみなさまへ」として、障がい理解と合理的配慮の提供をお願いするリーフレットを作成配布いただいたところですが、入院を想定した内容が多かったです。
私たちの日常である「通院」にかかわる事例を網羅したリーフレットを作成

し、医療機関に周知していただくことをお願いします。

6.障がい理由に住宅入居を拒否されることが、今なお散見されます。地域移行を進めるのであれば、障がいのある人が住まいを得やすくするための支援を充実してください。

この方策として私たちは「居住支援法人」や「居住支援協議会」のような仕組みが有効と考えていますが、大阪府の見解をお聞かせください。

7.銀行口座を作る時、銀行窓口の担当者が知的障がいに対する理解が無い等で、「辛い思いをした」「口座開設を断念した」という声が届いています。銀行における知的障がいへの合理的配慮について、大阪府としての見解と具体的な方策があればお聞かせください。

(回答)

1について

○ 貴会のご助力を得て作成する大阪府障がい者差別解消ガイドラインわかりやすい版が完成した際は、支援教育現場のみならず他の事業でも活用いただけるよう、府庁内や市町村等へ周知してまいります。

2について

○ 虐待防止研修でのアンケート結果で見られた課題を踏まえ、今年度は昨年度アンケートを実施した大阪府障がい者虐待防止研修の受講事業者に対し、利用者が差別的取扱いを受けた場合は、利用者が行政機関の相談窓口につながるよう支援の協力を依頼する予定です。

○ また、障がい特性等から自ら合理的配慮の提供を求める意思の表明が困難な場合は、家族や支援者等が本人を補佐して行う意思の表明が有効なため、利用者自ら求めることが困難な状況で利用者に合理的配慮が必要と考える場合は、行政機関や事業者に合理的配慮の提供を求める支援を行っていただくことも併せて依頼する予定です。

3について

○ 令和7年4月1日現在、府内19市町村において障がい者差別解消支援地域協議会が未設置となっております。障がい者差別解消支援地域協議会は、地域における様々な関係機関から構成され、障がい者差別解消に向けた協議を通じて、地域における差別解消の機運醸成を図り、取組みを主体的に行うネットワークとして機能することが期待されています。

○ 障害者差別解消法で、地方公共団体は同協議会を設置することができると規定されており、設置については各市町村が判断することではありますが、同協議会が機能することで、各市町村における差別解消の取組みが推進することが期待されるため、府としては、すべての市町村で同協議会が設置され、求められる機能が果たされるよう、好事例と思われる取組みの情報提供や、

各市町村の同協議会へ出張し具体的な事例を提供するなどの取組みを通じ、引き続き市町村を支援してまいります。

4について

- 合理的配慮が個々の障がいのある方からの申出について行われる対応であることに対し、環境の整備は多数の障がいのある方が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から行われる対応です。
- このため、障がいのある方が暮らしやすい社会の実現には、合理的配慮と環境の整備の取組みを両輪で進めることが重要です。
- 障害者差別解消法や障がい理解に関する出張講義や各種啓発物の作成時等には、具体的な事例を盛り込むなどし、環境の整備を進めることの重要性について、合理的配慮と併せて、周知・啓発に取り組んでまいります。

5について

- 大阪府では、障がい者の方が身近な地域で安心して医療を受けられる仕組みづくりに取り組む「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」を実施しております。
- これまで、この事業において、障がいの特性及びその状況に応じて外来や入院別の配慮内容を記載したハンドブックを作成し、府内の医療機関等に周知してまいりました。
- 昨年度は「障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮に係る啓発チラシ」を一部改訂し、府ホームページに掲載するとともに府内の医療機関等に周知したところです。
- 今後も引き続き、障がい者の方が身近な地域をはじめとして、安心して医療機関を受診していただけるよう、医療機関や福祉・保健関係機関に従事する方々に対して、障がいの理解を深めていただけるよう周知、啓発してまいります。

6について

- 障がいのある方が住み慣れた地域で安心安全に生活することは、障がいのある方の権利として保障されるべきことと考えております。
- 障害者差別解消法所管課としては、住宅の入居拒否に関する相談を受理した際には、関係部局や関係機関と連携し、事案の解決に向けて取り組んでいくとともに、障がいのある方の意向を確認し、他の住居を探したいなどの意向が確認されれば、お示しの府が行う住宅セーフティネットに関する事業について紹介するなどの取組みを行ってまいります。

- 高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅セーフティネット制度の充実を図っています。

具体的には、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進や、住宅確保要配慮者に対し住宅情報の提供や相談、見守りなどの生活支援等を実施する居住支援法人の指定を拡大するとともに、不動産関係団体、公的賃貸住宅事業者、地方公共団体や居住支援法人等の連携により設立された府の居住支援協議会を核に、居住支援体制の充実を図っております。

- 大阪府では、市区町村居住支援協議会が地域の実情に応じたきめ細やかな居住支援体制の整備に向けて重要な役割を担うと考え、令和4年度に、協議会の設立促進を目的として、居住支援法人等を対象とした補助制度を創設し、体制整備を進めてきました。

その結果、令和4年度に吹田市、令和5年度に守口市、令和6年度に堺市、令和7年4月1日に八尾市で、それぞれ協議会が設立され、府内では令和3年度までに設立された豊中市、岸和田市、摂津市と合わせて計7市に協議会が設立されております。

住宅セーフティネット法の改正により市区町村における居住支援協議会設立が努力義務化されたことも踏まえ、今後より一層、府域の居住支援体制の充実を図っていきます。

7について

- 銀行を営む事業者は、所管省庁である金融庁が定める障がいを理由とする差別を解消するための対応指針を踏まえ、障がいのある方へ適切に対応することが求められており、同対応指針には知的障がいのある方への合理的配慮の例も示されています。

- お示しのような相談事例が府に蓄積し、所管省庁から業界全体に働きかけ、事案の未然防止が必要と判断した場合は、所管省庁である金融庁に対し、府で受け付けた事例概要を共有するなどし、改善を求めることを検討します。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

5について

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

6について

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課 (下線部について回答)

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【権利擁護】

[3]知的障がいの啓発について

旧優生保護法は昨年7月最高裁大法廷にて違憲との判決を得ましたが、今なお日本の社会には優生思想の考え方があると言わざるを得ません。併せて私たち育成会は津久井やまゆり園の事件を忘れることができません。

「障がいのある人が特別な存在ではなく、多様な人たちの一人として尊重され包括される社会」という視点に立った啓発が必要であると思っています。

1.知的障がいのある人を理解するためには、本人たちと出会う交流していただく必要があると私たちは思っています。

「共に生きる障がい者展」や「大阪府障がい者スポーツ大会」などが、もっと幅広い府民との交流の機会となるような工夫をお願いします。

2.長年続く「ふれあいキャンペーン」は、市町村で取組の差が大きく、また形骸化しているように思います。国の「基本理念の普及啓発事業」のようなイベントを新たに大阪府が実施し、その内容を市町村への啓発につなげてください。

（回答）

○ 大阪府では障がいを理由とする差別をなくすために、様々な機会をとらえ、障がい者理解の啓発に努めております。

○ また、障がい理解の啓発を行うためには、多くの方々に参加いただくことが重要と認識しており、「共に生きる障がい者フェスティバル」は、障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に開催しております。

このことから、開催地域との協働イベントを実施するほか、チラシやポスターの掲示・配布や関係機関の広報誌等への掲載等、周知啓発に努めてまいります。

○ 加えて、大阪府障がい者スポーツ大会（以下府大会）は、パラスポーツの競技性を高めるとともに、障がい者一人ひとりの競技力の向上を図ることを目的とし、かつ、日本パラスポーツ協会をはじめ、文部科学省や都道府県・指定都市が主催し開催している全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考会を兼ねており、出場者を障がいのある方（選手）に限り開催しております。

○ 府大会には例年 700 名を超えるの参加者と、団体、学生、包括連携協定等を結んでいる企業ボランティアなど、340 名近くの方にご協力いただき大会運営を行っているところです。

○ 府大会を含む障がい者スポーツについての情報発信について、引続き行ってまいります。

2について

○ 障がい理解に関する啓発活動は、府内の各市町村におかれましても地域の特性なども踏まえながら取組みを進めていただいているところです。その中で有効な取組みをされている市町村には大阪ふれあいキャンペーン実行委員会の場を活用して紹介いただく取組みを実施しております。

○ また、大阪府としては、この「大阪ふれあいキャンペーン」を通して、企画運営委員会・実行委員会に委員として参画されています貴会をはじめ、構成団体とともに、障がい理解の啓発に引き続き、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（1のみ）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【権利擁護】

[4]知的障がいのある人への虐待防止について

厚生労働省によると、2023年度の虐待を受けた障がい者数は、2012年度統計を取り始めてから過去最高となりました。うち知的障がい者が45.7%と最も多く発生しています。

大阪府の虐待発生件数は変わらず全国トップであり、とりわけ養護者による虐待件数は依然として多い状況にあります。養護者における虐待者は母親が最多、発生要因は上位から「虐待と認識していなかった」「知識や情報の不足」「介護疲れ」とあります。この要因からわかるように、養護者には人権や障がい特性を理解するための学びの機会が必要です。しかし現実には、知的障がいの親の学ぶ公的な機会がないため、自ら情報収集して学ぶしかなく、すべての親が自ら動けるわけではありません。

障がい福祉施設従事者等による虐待は、恵グループによる組織的に行われた虐待に見られるように、福祉理念や倫理観の欠如といった発生要因に対して私たちは、「本来もっとも信頼を寄せる相手に裏切られた」と感じました。

一方、障がい福祉サービス内での虐待防止の取組みが強化され1年が経過しましたが、虐待防止委員会の定期開催や職員への研修などが実効性のある形で実施されているかどうかは、利用者の私たちにはわかりません。

- 1.養護者虐待を予防するために、大阪府下のすべての知的障がい児者の親が、人権を理解するための学びの場を作ってください。
- 2.親の学びについては、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所、学校などで活用できる動画などの教材を作成してください。
- 3.障がい福祉サービス事業所について、国が定める3年に一度の実地指導の確実な実施と、虐待防止の取組みの精査を、府下すべての指定指導権者が行うように、広域行政として進めてください。
- 4.以下について国へ強力に働きかけてください。
 - ・虐待認定のあった障がい福祉サービス事業所に対して、コンサル導入や外部委員を交えた改善委員会の設置などを義務化してください。
 - ・事業所の虐待防止研修が、根拠のある内容となるよう虐待の傾向を分析した上で、重点的に取り組むべきポイントを明示してください。
 - ・教育機関を虐待防止法の適用対象に加えてください。少なくとも支援学校については何ら障壁がないと考えます。

(回答)

1・2について

- 障がい者虐待は、誰もが生まれながらにもっている安心・安全に生活する権利を侵害する極めて深刻な行為です。障がい者虐待を防止するためには、どのような行為が障がい者虐待にあたるのか等を正しく認識することが必要です。そのため、随時型府政学習会のテーマに障がい者虐待に関する内容を設定し、知的障がい児者やその家族等を含むすべての府民が学べる場を提供することを検討してまいります。

なお、大阪府では、障がい者虐待防止のための啓発動画を作成し、その動画をYouTubeチャンネルにて公開しております。

- 上記について市町村へ周知する中で、障がい児者の養育、教育や支援、その他虐待防止にかかわる部署・機関と連携し、各市町村における学びの場の設定等の取組みを促してまいります。

- なお、保護者の学びの機会としては、事業所を通じた支援が想定されます。具体的には、令和6年4月の報酬改定において、家族連携加算が見直され、障がい児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を評価する「家族支援加算」が放課後等デイサービス等に新設されました。

家族支援加算は、障がい児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に実施するものに加え、事業所等でグループにより、相談援助等を行った場合に算定が可能となるものです。

- 加えて、家族の障がい特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、「子育てサポート加算」が、児童発達支援、放課後等デイサービスに新設されました。

子育てサポート加算は、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するものです。

- 「保護者の学び」については、児童発達支援等を提供する時間帯に、家族等が直接支援場面の観察を通じて、障がい児の障がい特性を知る機会の提供につながっていくものと考えています。

3について

- 障害福祉サービス事業所の運営指導については、国の指針を踏まえて定期的に行うもののほか、虐待・苦情等の通報があり運営指導が必要と判断した事業所への指導等を行っているところですが、虐待防止の取組みについては、重要な項目と位置づけて確認・指導を行っております。今後も引き続き、虐待の防止や支援の質の確保、自立支援給付等の適正化を図るため、計画的に運営指導を行ってまいります。

- 運営指導の実施頻度や虐待防止の取組み状況の確認等については、府内の指定・指導を担当する市町村とも課題として共有しており、指定・指導業務に関する調整会議等において、各事業所での障がい者虐待防止の取組みが進むよう情報提供や助言等を行っております。引き続き、障がい福祉施設従事者による虐待防止の推進のために、市町村の指定・指導業務担当課と連携してまいります。

4について

(1 つ目、2 つ目)

- 「虐待はエスカレートする」との認識のもと、これまで大阪府では障がい福祉サービス事業所での虐待について、早期発見と通報義務の履行により、障がい者の被害が小さいうちに再発防止策を取ることが重要と考え、障がい福祉サービス事業所等を対象とした虐待防止・権利擁護研修においても、その内容を伝えてきたところです。

- 利用者支援に悩む障がい福祉サービス事業所等が、継続的に支援についてのコンサルテーションを受けたり、外部の目を事業所内に入れることは虐待の未然防止・再発防止に有効だと考えておりますが、コンサルテーションの導入にあたっての費用負担が、導入の障壁となっている側面があるとも認識しています。仮に、市町村による虐待判断がなされた事業所にコンサルテーション等の導入を義務付けた場合、その費用負担を避けるため虐待の事実を事業所内で隠ぺいしてしまい、結果として虐待の重篤化につながる恐れがあるのではないかと懸念しております。

- そのため大阪府では、虐待の有無にかかわらず、利用者支援に悩む事業所の費用負担の懸念を軽減し、コンサルテーション等を導入しやすくなるような制度の創設について、国に要望しているところです。

- 事業所での虐待防止研修については、令和5年度より国において、虐待防止・権利擁護研修のカリキュラムを策定し、都道府県での伝達性を高めた虐待防止・権利擁護指導者養成研修を実施しており、その内容を踏まえて、大阪府でも障がい福祉サービス事業所等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を実施しているところです。事業所において実施する虐待防止研修において、重点的に取り組むべきポイントを明示する等、根拠に基づいた内容となるよう国に要望してまいります。

(3 つ目)

- 障害者虐待防止法では、学校、保育所等、医療機関での障がい者虐待については、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者には、虐待を防止するため必要な措置を講ずることとされています。そのため支援学校での虐待に関する相談があった際には支援学校所管

課と連携し、適切に対応を引き継いでおります。今後も引き続き、支援学校所管課と連携しながら虐待防止に取り組んでまいります。

- 府教育庁では、「子どもたちの輝く未来のために 児童虐待防止のてびき」を作成し、児童虐待の早期発見・防止に努めるとともに、福祉部が実施する「障がい者虐待防止・権利擁護研修」の参加について、令和2年度から間接的防止措置先である府立学校に周知しています。
- また、府立支援学校においては、全教職員が子どもの人権を尊重するという視点から「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」を活用して、毎年1回以上自己点検を行うなど、不適切な指導等の未然防止に努めているところです。

(回答部局課名)

1 について

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

2 について

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

3 について

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

4 について

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課(1 つ目、2 つ目)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課(3 つ目)

教育庁 教育振興室 支援教育課(下線部について回答)(3 つ目)

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【家族支援】

[5]知的障がいのある人の家族支援について

私たち育成会は、長い歴史の中で、人と人とがつながり、正確でリアルな情報に触れるという、ピアな関係性の中で心身ともに支え合ってきました。

しかし現在は、若い世代との繋がりが希薄になっています。その若い世代は、SNS等で大量の情報を得られますが、人とのつながりが薄く、我が子に合った正確な情報を得ることは難しいです。

特に幼少期は障がい受容がうまくできない非常につらい時で、ピアの寄り添い支援で救われる場合が多いのですが、共助のつながりがないと「孤育て」になりやすいです。

さらには、昨今注目をされているヤングケアラーに、知的障がいのある人の「きょうだい児」が多分に該当することや、前述した養護者虐待に対する家族への教育の必要性などから、知的障がいのある人の家族支援は多岐にわたり必要と考えています。

- 1.「ペアレントメンター事業」は、子どもの障がいが知的障がいのみの家族には届いていません。他府県においては、発達障がいだけでなく知的障がいの家族に対しても事業が展開されています。大阪府でも、知的障がいの家族に対応するようにしてください。
- 2.障がいのある人の家族の支えは、児童期、成人期いずれも、ピアサポートが有効です。『知的障がい者相談員』は、知的障がい者の家族が相談員として委嘱されていて、当会の会員も多数委嘱を受けています。
しかし、この事業の活動状況については公表されていません。知的障がい者相談員の活動現況と、事業の評価についてお聞かせください。
- 3.滋賀県では『知的障がい者なんでも相談事業（なんでもダイヤル）』を県独自事業として、滋賀県育成会に委託されています。これは「身近な市町村への相談窓口には相談しづらい」と困りごとを抱え込んでしまう家族らに向けて、県域で相談に応じるものです。
大阪府においても同様の事業を実施してください。

（回答）

1について

○ ペアレント・メンター事業は、国の「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」に基づき実施しているところです。

大阪府では、発達障害者支援法に基づき、総合的な支援の拠点となる「大

阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか」を設置しており、当該センターは、発達障がい児者や家族等に相談支援を行う役割を有することから、ペアレント・メンター事業を委託し、市町村からの要請に応じてメンターを派遣しています。

- 家族等への支援は直接支援であり、関係機関等との連携も円滑になることから、知的障がいも含めて身近な地域で実施することが望ましいと認識していますが、とりわけ発達障がいについては取組の歴史が浅く、全ての市町村がすぐにペアレント・メンターを養成し、派遣することは困難であるため、府が養成・派遣を行っているところです。
- 引き続き、市町村とも連携しながら発達障がい児者及び家族等への支援の充実に努めてまいります。

2について

- 知的障がい者相談員については、平成 24 年度の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い、市町村が行う事務となっています。
- 各市町村が地域の実情に応じて適切に判断し、事業を実施するものと考えています。

3について

- 大阪府では、障がい者自立相談支援センターにおいて、18 歳以上の知的な障がいのある人やそのご家族からの相談を受けております。また、地域の様々な関係機関と連携して、知的障がい者の生活の充実を目指して支援しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【家族支援】

[6]卒業後を見据えた支援について

放課後等デイサービス（以下、放デイ）が広まり、就労している母親が増えました。当会には今、学齢期の保護者から「卒業したら預けるところがなくなり、働けなくなる」という不安の声が多く届いています。

令和 6 年度の報酬改定を見ると、生活介護の延長支援などでの対応が考えられますが、実際はサービス提供が長時間になるほど報酬が抑制されるため実施事業所が少ないです。また、保護者として長時間同じ事業所に閉じ込めることを選びたくはなく、本来なら日中一時支援を利用したいところですが、事業所が少ないなどで、利用ができません。

- 1.成人後に保護者が働けないのは、本人に一人で過ごす力がついていないという理由もあります。放デイは、本人の自立を高めるため、一人で「自宅で過ごす」「地域に交わる」という支援を強化するようにしてください。
- 2.学齢期の間に、放デイだけではなく、居宅介護や移動支援を利用すれば、自宅や地域での生活スキルをアップさせることができます。そのような卒業後に向けたサービス利用ができるよう市町村に周知してください。
- 3.上記のためには、現在のヘルパー不足が課題となります。特に最近は学生のヘルパーが少ないです。ヘルパー不足を解消するような仕組みの構築をしてください。

（回答）

1 について

- 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価する、「自立サポート加算」等が新設されています。
- 障がい児やその家族が様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実を、国に働きかけてまいります。

2 について

- 地域生活支援事業の移動支援事業については、その実施要領において、「外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促

すことを目的とする」とされています。引き続き、市町村には、個々の利用者（こども）の状況に応じて実施することを求めています。

3について

- 全職業の有効求人倍率（1.24 倍）に比べ、障がい福祉分野では高位（3.05 倍）で推移している。府ではここ数年、障がい福祉分野のサービス利用が右肩上がりで伸びており、過去5年を平均すると約 10%伸びているため、人材確保は喫緊の課題です。
- 障がい福祉分野は、人手不足が恒常化している中、障がい種別や特性に応じて提供するサービスが多様で、きめ細かい対応が必要であることや、介護や保育分野に比べて小規模な法人が多く、それぞれの事業者の努力では限界があり、人材確保の困難さの影響が凝縮されやすいと考えられます。
- そのため、府として障がい福祉分野に特化した就職相談会及び面接会を今年9月に初めて実施しました。また、障がい福祉分野の仕事の内容や魅力などを発信するためのセミナーも同時に開催したところです。
- また、この事業とは別で、障がい福祉分野の仕事内容の魅力を広く伝えるための動画作成事業についても実施を予定しています。
- 今後とも、これらの取組みを通じて、障がい福祉分野の人材確保に努めるとともに、人材の確保は福祉分野全体の課題でもあるので、関係課とも連携して取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（3）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（1・2）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【相談支援】

[7]地域の相談支援体制について

『基幹相談支援センター』は地域における「相談支援の拠点」であり「地域の相談支援事業への専門的指導や助言を行うところ」となっています。

私たちが契約利用する『指定計画相談』は、事業所や相談支援専門員によって質の違いが大きいことに困っていますので、基幹相談の専門的指導等を大いに期待したいところです。

また、契約なしでも利用できる『委託相談』は、市町村により違いがあって、私たち利用者にその存在すら伝わっていないところもあります。

相談する私たちが安心して利用できる『地域の相談支援体制』を構築していただくことを強く望みます。

- 1.『指定相談支援事業』は、知的障がいのある人の生活支援に不可欠です。それに関わらず、府下各地で事業所不足、相談員不足、支援の質の低さやばらつきという実態があります。
支援の質・量ともに向上させることについて、市町村や事業者まかせではなく、大阪府ではどのように課題解決の方策を考えておられるかお聞かせください。
- 2.『委託相談』について昨年の懇談会では、府として毎年事業所へのヒアリングを行い「うまく機能していない」とは聞いていないとのことでした。
しかし、そもそも「委託相談とは何か」や「どこがしているか」等、利用者である私たちに伝わっていません。
委託相談の実効性を認めるために実態を把握されようとするならば、利用者である私たちへのヒアリングを行ってください。
- 3.『基幹相談支援センター』について、未設置の市町村が解消されたのでしょうか？また、設置後のセンターの評価についても教えてください。
- 4.各市における、基幹、委託、指定といった各相談支援事業の地域における役割分担や、その中における主任相談支援専門員の役割など、大阪府として把握していただいていると思います。
利用者である私たちに、その内容や市町村の特徴などを詳しくお聞かせください。

（回答）

1 について

○ これまでも大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会にお

いて地域で相談支援専門員を支える仕組み等について議論いただき、相談支援にかかる各種ハンドブックを作成し、市町村にフィードバックしてきました。

- また、大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン等を作成し、適切なサービス等利用計画を作成するために必要な相談支援専門員を確保するため、相談支援従事者研修の充実に努めているところです。
- 併せて、相談支援専門員、基幹相談支援センター及び市町村等が、サービス等利用計画の評価を行う際の視点やしくみ、市町村の取組事例をまとめた「大阪府サービス等利用計画サポートツール 相談支援の質の向上に向けて」を周知するなど、相談支援の質の向上に努めてまいります。

2について

- 市町村の相談支援体制の周知については、市町村や基幹相談支援センターが担っている場合、委託相談が自ら担っている場合など、市町村により様々です。また地域の課題、実態については市町村の自立支援協議会や相談支援部会等で検討されています。

3について

- 府内市町村の基幹相談支援センターの設置については、令和8年度中に全市町村に設置される予定です。また、設置後の基幹センターの評価については、設置している市町村が、自立支援協議会等で評価するものと考えています。

4について

- 基幹相談、委託相談、指定特定の役割分担については、一般的には、基幹相談は、「地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発」委託相談は「一般的な相談支援」、指定特定は「基本相談支援を基盤とした計画相談」とされています。
- また、主任相談支援専門員の役割については、同部会より発出した、大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン（主任相談支援専門員の役割）のとおりです。市町村のこれまでの障がい施策の進め方により、役割分担の違いはありますが、役割分担ができていない一部市町村については、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」を確認するように助言し、また、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、業務の整理をしているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【相談支援】

[8]障がい者地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会は市町村により運営内容の格差があり、形骸化がしているところもあると聞きます。地域づくりに欠かせない協議会が、すべての市町村で意味のあるものとなることを望みます。

- 1.地域自立支援協議会について、大阪府のホームページで公表されているのは開催数や部会名だけで、協議内容がわかりません。大阪府として各協議会の議事録を集約・公表するなどを行って、私たち当事者や家族とともに、各市町村へ適正運営への意識喚起を行ってください。
- 2.大阪府自立支援協議会では、府域の課題を掘り起こし、地域づくりの計画等につなげていただいていることと思います。
 私たちが思う、現在の府域における最重要課題は「強度行動障がいをもつ人の支援」「児童発達支援センターをはじめとする中核機能強化における児童期の支援」です。
 これら2つには高い専門性や複雑な連携が必要であるため、市町村だけの検討や実施では困難と思われ、次なる市町村格差につながる危険があります。
 どうぞ、大阪府自立支援協議会内に上記2つの部会を立ち上げ、地域における支援体制構築の足がかりとしてください

（回答）

1 について

- 令和6年3月の自立支援協議会の設置・運営ガイドラインでは「都道府県自立支援協議会は、市町村自立支援協議会との効果的な連携に努めるとともに、広域的で解決すべき課題等を共有し、その課題を踏まえて支援体制の整備につなげていく取組みを着実に進めていくことが重要です。」とされています。
- 本府障がい者自立支援協議会は、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップなどを協議しており、平成29年度より地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者相談支援アドバイザーとの連携による地域支援の取組みを実施しているところです。
 また、地域自立支援協議会の更なる運営の活性化に向けて、地域自立支援協議会情報交換会等を開催し、各市町村の運営状況等について意見交換し、

適正運営の参考としているところです。

- 本府障がい者自立支援協議会の活動については、議事録等大阪府ホームページにて公表しているところですが、地域自立支援協議会は、先のガイドラインを基に各市町村の実情に応じた体制で設置・運営されており、それぞれの判断に委ねられている状況です。
- 今後とも地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域支援の取り組みを実施してまいります。

2について

- 児童発達支援センターの中核機能強化につきましては、府として市町村の取組を支えることは重要であると認識しており、圏域ごとに府・市町村・児童発達支援センター・発達支援拠点が参加する意見交換会を開催し、「児童発達支援センター等の中核機能の整備状況について、各市町村の状況、課題等の共有などを行いました。
- その一例として、圏域ごとに府・市町村・児童発達支援センター・発達支援拠点が参加する意見交換会を開催し、「各機関の役割・法制度」、「大阪府地域発達支援事業所等サポート事業」に関する情報提供及び、「児童発達支援センター等の中核機能の整備状況について、各市町村の状況、課題等の共有などを行っています。
- 昨年度、障がい者自立支援協議会のケアマネジメント推進部に「地域生活促進アセスメントワーキンググループ」を立ち上げ、地域生活への移行又は、地域生活を継続するために必要な地域での強度行動障がいの方の支援体制を整備するために、市町村が活用するアセスメントシートやマニュアルの作成をしているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（１）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（２）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【所得保障および物価高騰対策】

[9]知的障がいのある人の生活水準の向上

今私たちは、終わりの見えない物価高にさらされています。しかし、知的障がいのある人たちの収入は増えず、そもそも水準の低い生活を、より切り詰めなければならない状況です。「余暇にけるお金を節約せざるを得ない」「グループホームの経費が上がった」「障害基礎年金だけでは暮らしていけない」との悲痛な声も聞かれています。

また本年4月末、障害基礎年金の不裁定や等級の下方修正が顕著になっていると先日報道されました。担当する人の考え方で判定基準や裁定が左右されることはあってはならないことだと私たちは思っています。

1.大阪府においては物価高騰への対策を行っていただき感謝いたします。

当事者の生活は厳しさが増すばかりですので、当事者に直接届く支給や、中軽度の知的障がいのある人の医療費助成など、一時的および恒久的な対策をさらに講じてください。

2.以下について国へ強力に働きかけてください

- ・総括所見における勧告に基づき、障害基礎年金の額について、早急に全国手をつなぐ育成会連合会を含む障がい当事者団体と協議の場を設けてください。
- ・障害基礎年金の判定基準を「知的障がい」という生来の障がいであることを明確にするとともに、軽度知的障がい者も対象になりうるよう見直してください。さらに、知的障がいの状態が変動することは考えられないため、一定の再認定を経た後は永久認定となるようにしてください。
- ・障害基礎年金の給付額は、生活保護制度に定める最低所得水準に極力近づけていただき、真に国による所得保障として位置づけてください。
- ・軽度の人にも年金は必要です。3級年金を創設してください。
- ・グループホームの家賃補助は家賃実勢に応じた傾斜配分にしてください。また、家賃補助の支給対象者は課税非課税の別ではなく、せめて障害基礎年金の支給基準なみの所得設定としてください。

（回答）

1 について

○ 重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、医療費の増加や、府・市町村の厳しい財政状況のもと、持続可能な制度とするため、平成 30 年 4 月に制度の再構築を行い、対象者の見直しや一定のご負担にもご理解をお願いしながら、対象者や対象医療を拡充しました。

○ あるべき制度の助成対象者については、平成 30 年の再構築後の実績から検証を行っているところです。

○ なお、福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。

○ また、物価高騰が続く中、その影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 7 年度では「社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第 4 弾）」を実施し、社会福祉施設等に対して支援を行っています。

福祉部としても、今後の同交付金の動向を注視し、必要な支援等について検討してまいります。

2 について

(1 つ目から 4 つ目)

○ 障害年金は病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるために支給される年金であり、現役世代の方も含めて受け取ることができる所得保障を目的とする年金です。

○ 大阪府としても、これまで障害基礎年金の増額など国へ要望しているところであり、所得保障制度の充実を図るため、引き続き国に働きかけてまいります。

(5 つ目)

○ グループホームを利用している障がい者に対する家賃助成については、地域生活への移行を促進し、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する観点から、低所得者を対象に市町村が行う自立支援給付の特定障害者特別給付費として位置付けられております。

この特定障害者特別給付費の額の改定については国の責務であることから、近畿府県をはじめとする他の都道府県と連携して、利用者の実態や家賃等の地域の実情を十分に考慮し増額するよう、国に要望しているところです。引き続き、他府県と連携しながら、国に強く働きかけて参ります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（下線部について回答）

福祉部 福祉総務課 物価高騰対策チーム（波線部について回答）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【生活支援】

[10]地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等（以下、拠点等）は、大阪府として促進に取り組んでいたが整備が広がっていますが、私たちの実感としては「5つの機能が満たされていない」「ひとまず整備した」という印象が強いです。

日を追うごとに知的障がいの親も本人も高齢化は進み、拠点等の必要性はどんどん高まっています。また、知的障がいのある人の大半が家族同居であるという実態から、地域移行は「入所支援施設から」だけに限らず、「家族同居から」のグループホームや一人暮らしへの移行という視点が必要と考えています。それには拠点等の存在が大きな支えになります。

すべての地域で、拠点等が私たちにわかる形で成果が積みあがることを願っています。

- 1.大阪府下の拠点等の整備状況について、未整備は解消されましたか？
- 2.昨年の回答で「府のホームページに、各市の運用状況の検討・検証の実施状況等を公表している」とあり、確認いたしましたが、整備済の市町村の多くが未公表、公表されているものも内容に満足できなかったです。
この課題に対峙するべく例えば、大阪府として客観的な評価指標を設けその評価を私たちに公表していただくなど対策をしてください。
- 3.大阪府で最も早い整備は平成 28 年度、まもなく 10 年になります。この間の府下における拠点等機能の実績を知りたいです。特に緊急時対応の件数、体験の機会の件数は直近一年でどの程度ありましたか？
- 4.面的整備においての緊急対応は、居宅介護サービスの緊急対応加算や通所事業所の緊急時受入れ加算などを活用し、多くのコストを要せず課題を解決する好事例が、全国的に増えつつあります。
昨年度のご回答で「令和3年度より市町村の意見交換会を実施し、各機能の好事例などの情報共有を行っている」とありましたが、全国的な好事例を市町村に情報提供いただけましたか？また、その情報が活かされた市町村はありますか？
当会が把握している全国の事例を記載します。
 - ・通所事業所職員やヘルパーが居宅を訪問し緊急時の支援を繋ぐ（大阪市、広島県廿日市市、東京都杉並区、府中市）
 - ・通所サービスで臨時的にナイトケアをする（大阪市、世田谷区）
 - ・送迎部分に特化した支援（神奈川県厚木市）

(回答)

- 1.府内市町村における地域生活支援拠点等の整備状況は、令和6年4月1日時点では、41市町村でしたが、令和7年4月1日時点では、42市町村が整備済です。1町が令和8年度末までに整備される予定となっています。
- 2.運用状況の検証・検討の実施状況については、市町村においてそれぞれの状況に応じて公表されているところですが、府としては、全市町村において効果的に検証・検討が実施され、またその内容が公表されるよう、府のホームページで市町村の検証・検討状況を見える化することにより働きかけているところです。
- 3.今年度市町村を対象に実施した地域生活支援拠点等に係るアンケートの結果では、令和6年度の実績として「緊急時の受入れ」が114件、「体験の機会・場」の実績が47人となっています。
- 4.各機能の運用方法等については、先述のアンケートにおいて、訪問系サービスを活用した体制整備に取り組まれている事例も含めた市町村独自の取組みを収集し、市町村にフィードバックするとともに、例年実施している市町村の意見交換会においても市町村間で相互に参考としていただけるよう、好事例の情報共有や意見交換を行っているところです。
引き続き、意見交換会の開催による好事例や課題の共有、府民へ向けた情報発信を通じて地域生活支援拠点等の機能強化・充実が図られるよう、市町村の取組みをバックアップしてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【生活支援】

[11]強度行動障がい状態にある人への支援について

強度行動障がいの状態にある人について、大阪府では平成 26 年度の調査や平成 30 年度からのモデル事業などを始め、常に先んじた取組みを進めていただき感謝しています。国においても、中核的、広域的支援人材の養成が開始され、期待を強く寄せている昨今です。

とはいえ今も、日中や居住を問わず、サービス利用を断られることが多分にあり、頼りにしたい支援者・サービスに見放され、介護を抱え込むしかない家族の疲弊と孤独感は、深刻なものです。大阪府の虐待も被虐待者は行動障がいのある人が最も多いです。

家族だけで抱え込み疲弊している現状の中、ようやく見えた淡い希望の光が広がることを期待しています。

- 1.国が示された「中核的支援人材」「広域的支援人材」の育成については、国の指定研修のスケジュールに拠るだけではなく、府独自で少しでも早く養成を実現し、地域へ広げてください。
- 2.「集中的支援」について、昨年の回答では砂川厚生福祉センター等と選定基準を整理中とのことでしたが、その後の進捗と今後の見通しをお聞かせください。
- 3.強度行動障がいは、環境要因による二次障がいであり、こども期からの支援がその予防や軽減に大きく影響します。しかし現在の状況を見ると、国の方針や大阪府・市町村の動きは、成人に偏っています。障がいをこじらせることのないよう、子ども期を後回しにせず、こども期からの本人への支援、そして家庭への支援を充実させる施策を検討してください。
4. 3については教育との連携が不可欠です。昨年の回答にある支援学校へのコンサルテーションの実施の効果と、強度行動障がい支援者養成研修への参加教員へのフォローについてその内容をお聞かせください。また、教育分野にも広域的、中核的支援人材の仕組みが必要と考えますが、福祉と教育の連携という視点で大阪府の見解をお聞かせください。
- 5.以下について国へ強かに働きかけてください
 - ・地域生活支援拠点等を核とした、確実な強度行動障がいの支援体制を構築してください。
 - ・強度行動障がい状態にある人は、マンツーマン対応が不可欠であることから、児童発達支援、放デイ、短期入所、生活介護に「強度行動障がい型」の事業所類型を新設し、少人数定員でも運営可能としてください。

(回答)

1について

中核的支援人材及び広域的支援人材ともに、強度行動障がいの状態にある人への支援において今後、重要な役割を担っていただくことになるかと府としても認識しています。

いずれについても、国の示す要綱等を踏まえて検討を進め、府として必要な取組みを進めてまいります。

2について

集中的支援については現在、砂川厚生福祉センター等の関係機関も交えて検討をさらに進めているところです。他府県の取組みも参考にして府の方針を固めて、実施に向けて準備を進めてまいります。

3について

大阪府においてもこども期からの支援が強度行動障がいの予防に大きな意味があると理解し、強度行動障がいについてコンサルテーションを支援学校を対象に令和3年度より実施しています。

そのうち、強度行動障がいについては、令和6年度に3校へ実施、令和7年度については2校への実施及び実施校による報告会を予定しています。

4について

・支援学校へのコンサルテーションへの効果：

コンサルテーション報告会に参加した教員のアンケートからは、行動を記録し、それをエビデンスとして方向性を出し、教員間で共通認識して実践していきたい等と言った感想を得ています。またコンサル校には翌年度ヒアリングに行っていますが、その中でリーディングスタッフから、コンサルで実施した内容を参考にして、校内での実践報告や相談があった場合には助言をし、支援教育地域支援整備事業においては、地域の小中学校等からの相談に対し、対応の方法をコンサルに出向いたり、市町村で実施している事例検討会に行き、アドバイスする等お聞きしており、行動障がい支援の普及をしていただいています。

・支援者養成研修への参加教員へのフォロー：

研修ではグループワークを実施しますが、グループワークでの議論・意見交換を通じて、支援学校に通われている子どもたちが、将来大人になった際の支援がどういったものか教員にもイメージして頂きたいこと、またそこで課題に触れることで、いま行っている支援手法について考えて頂きたいため、教員だけのグループではなく、民間事業者の方と一緒にするようなグルーピングをしています。

また、教員がどういった研修を受けているか支援教育課にも把握いただくため、支援教育課にも講義動画の視聴や演習の聴講をいただいています。

・教育分野における中核的支援人材の仕組み：

支援学校において、上記事業を担うなど、リーディングスタッフの先生方が教育現場においてはそのお立場にあると理解しているため、コンサル事業においてもリーディングスタッフの先生等を中心にご協力いただいています。

5について

府としても重要と考えており、国に要望しているところです。

○ 強度行動障がい支援の地域での支援体制整備については、大阪府においては、障がい者自立支援協議会のケアマネジメント推進部会に、地域生活促進アセスメントワーキンググループを立ち上げ、その中で、地域での強度行動障がいの方の支援体制を整備するために、市町村に使っていただくためのアセスメントシートやマニュアルの作成をしているところです。

○ 児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、生活介護を運営する事業所において、強度行動障がいを有する児者を受け入れた場合に算定できる加算として、児童発達支援と放課後等デイサービスにおいては、強度行動障害児支援加算、短期入所と生活介護においては、重度障害者支援加算が設定されています。

○ 障がい児者やその家族が様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実を、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

1 から4について

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

5について

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【生活支援】

[12]共同生活援助事業（グループホーム）を含めた住まいの場について

書類が整えば事業者指定をせざるを得ない現状で、グループホームの多様な事業体の参入は、デメリットな部分が露見しているように思えます。入居者募集の広告はいたるところで目に止まる、安易に障がいの重い人を受け入れる、簡単に事業を廃止するなどが散見されます。グループホームが増えることは歓迎しますが、営利に走り支援の専門性や福祉の理念が無い事業者が、実際にあるということを私たちは非常に憂えています。

また、先の報酬改定では障害支援区分3から4の人の報酬が厳しくなりました。人材確保に窮している上に報酬が削られ、現入居者の支援の低下を私たちは危惧しています。

さらに、今年度から義務付けられている「地域連携推進会議」は、サービスの質の向上につながるなどの期待をしていますが、利用者の利益とは程遠い「形だけの」運用とならないかを心配しています。

加えて、入所支援施設やグループホームにおいては、単身生活を含めた地域移行について、入居者の意思確認を行うことの必要性が示されました。それらについては真に意思決定支援がなされ、個別的で意味のある支援になることを期待しています。

- 1.グループホームの現場で実際に障がい当事者と接するスタッフ（世話人）には、専門性を有していない、あるいはこれまで支援経験の無い人が多くいて、人権学習を含む研修等によるスキルアップが必須です。
大阪府の年に1回の世話人研修会だけでは不足ですので、動画配信などを活用した何時でも受講できる研修コンテンツを作成し、事業所に提供してください。とりわけ、虐待防止研修で取り入れていただいている「親の思い」など、当事者性のある内容を求めます。
- 2.「地域連携推進会議」の国や大阪府が期待するところを、府下の事業者へ丁寧に説明してください。また大阪府として今後、この取り組みをどのように評価されるのかを教えてください。
- 3.グループホームにおいて令和6年度から運用が始まった「移行支援住居」について、府下の実施状況を教えてください。
- 4.福祉理念を持たない事業所が散見されます。福祉理念や専門性、支援力をはかる一定の基準が必要です。総量規制も国で検討される中、大阪府としての見解をお聞かせください。

5.以下について国へ強力に働きかけてください

- ・日中支援加算の土日祝日算定を可能としてください。
- ・令和6年度報酬改定において入所施設には認められた「職員による通院同行支援への報酬評価」をグループホームにも適用してください。

(回答)

1について

- 大阪府では、グループホームにおいて障がいのある人の日常生活の支援を行う世話人等が支援を行う上で必要な知識を得ることを目的として、グループホームに世話人等として従事する方を対象に、グループホーム世話人等研修を毎年実施しています。
- 本研修は、身体障がい、精神障がい、知的障がい等の特性や基本的支援の視点等を学ぶ配信講義と、虐待防止や権利擁護、意思決定支援等について講義や演習を通じて理解を深める対面での講義・演習により構成しております。
- より多くの方が受講できるよう、配信講義については研修申込者全員が視聴できることとしております。また対面形式の講義・演習は限られた定員ではありますが、受講された方が事業所内で共有していただくことも想定し、今年度は受講対象者の経験年数等の条件について、見直しを図ることとしています。
- 本研修については、本人中心の視点、本人の思いを尊重する意思決定支援等に重点を置いた内容としており、支援経験の少ない世話人等の方が支援を行うにあたり重要となる視点を学ぶ機会としています。ご要望のありました「親の思い」という視点については、今後研修に盛り込んでいけるよう検討していきます。
- また、より身近である市町村において世話人等が情報共有や相談し合える場づくりを進めてもらえるよう、令和6年度からは市町村も聴講できることとしていただいております。
- 引き続き、グループホームにおける世話人等の支援力向上に向けて取り組んでまいります。

2について

- 地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、「利用者と地域との関係づくり」、「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」、「施設等やサービスの透明性・質の確保」及び「利用者の権利擁護」を目的として、令和7年度から設置が義務付けられました。
- それに伴い、府として障がい福祉サービス事業所向けの集団指導において

改めて案内しているところです。

- 今後は運営指導を通じて、事業所にて実施されているか確認していくとともに、府が主催する市町村調整会議において、各市町村とも意見交換を行いながら有効に活用できるように案内していきたいと考えています。

3について

- グループホームについては、先の報酬改定において、グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する方に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する制度が創設されました。

- 具体的には、

(1)利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退去後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。

(2)移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。

(3)事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが、7対1以上配置されていること。

(4)移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。

(5)移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退去後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

等の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退去に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位が加算されるものです。

- 令和7年7月1日現在において、移行支援住居を有すること等の一定の要件を満たす事業所は、4事業所となっています。

4について

- グループホームについては、先の報酬改定において「共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方」について、引き続き、検討・検証を行うとされています。

- また、財政制度等審議会が示した「改革の方向性（案）」では「グループホームについて、利用者に対するサービスの維持・向上を図る観点から、支援に関するガイドラインの策定といった取組を着実に進めるとともに、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう総量規制の対象とすべき。」とされ

ており、これら次期報酬改定に向けた国の動きを注視しているところです。

- 大阪府においては、指定障がい福祉サービス事業所において、適正なサービス提供が行われるよう、新規指定事業者を対象とした研修に加え、全事業者に対する集団指導や個別の事業者に対する運営指導を実施しています。
- グループホームにおいて、障害者総合支援法の趣旨を踏まえた適切な支援が行われるよう、市町村とも情報共通を図りながら、指定・指導に努めてまいります。

5について

- 日中支援加算の祝日・休日等の算定については、これまでも国に要望しており、今後も引き続き要望してまいります。
- グループホーム入居者の通院介助については、平成 19 年 2 月 16 日付け事務連絡「ケアホームにおける重度障害者への支援について」で、「グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助については、基本的に日常生活の支援の一環として、当該事業所が対応することとなるが、慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから」一定の要件のもと、月 2 回を限度として利用が認められているところです。
- 大阪府においては、この「通院等介助」の月 2 回の利用制限を緩和するよう、これまでも国に要望してきたところであり、今後も引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
ただし、1 については、地域生活支援課を含む

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【生活支援】

[13]居宅支援サービスについて

知的障がいのある人の生活に欠かせない移動支援事業は、事業所不足、ヘルパー不足で、当会会員からも「希望時間が叶えられない、行きたいところへ行けない」という切実な声が聞こえてきています。

一方、国では重度障がいのある人の地域生活や、グループホームからの単身生活を推し進めようとしています。居宅介護や行動援護、重度訪問介護が人的、質的にも乏しく、地域生活への安心感は担保されていません。

大阪府においては1,000人を超える入所支援施設の待機者があります。私たち家族は入所施設を求めているわけではありません。当然本人たちも地域であたりまえの生活を望んでいます。それには、居宅介護・移動支援の充実は必須であると考えています。

1.いわゆる「非定型支給」について、大阪府はその実態を概観として把握するだけではなく、実態を集約し、詳細把握された上で、判断の揺れを課題として捉えていただき、市町村へ課題解決をはかるよう伝えてください。

また、大阪府から伝えるだけではなく、必要な市町村には私たちからもお願いしますので、私たち利用者へその課題を教えてください。

＜私たちが把握している課題＞

- ・65歳問題。知的障がい者の場合、要介護認定が低く出る、障がい特性上のニーズがある等で、介護保険と併せ障がい福祉サービスを柔軟に受けられるような対応が必要だが、その対応に市町村の違いがある。
- ・通院等介助。病気について医師からの説明や指示がよく理解できない知的障がいのある人の通院等介助は、身体介護付き等の支給決定が必要。この決定に、市町村の違いがある。
- ・グループホームの利用者の居宅介護問題。高齢化、重度化が進む中、身体介護等の支給決定は柔軟な対応が必要。また通院等介助は原則慢性疾患に限られているが、疾病の制限を設けていない市もある。受けられる内容や支給量等に、市町村の違いがある。

2.移動支援事業について、大阪府には、市町村の取組み状況を集約し情報提供をいただいていますので、最新の調査の結果を教えてください。

3.移動支援事業は市町村による財源状況により運用が左右され、事業者への報酬がしっかりと確保されないという課題があります。府の調査で各市町村の財源状況等を集約していただきましたが、そこからわかる課題を教えてください。

- 4.居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、すべてのヘルパーが不足しています。その原因について大阪府としての分析と、それへの対策についてお聞かせください。
- 5.障がいのある人が地域においてあたりまえに生活ができる「地域づくり」を行うためには、「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援」が絶対に必要です。
現在策定に向けて検討されている大阪府第6次障がい者計画は、居宅支援サービスが充実するような内容の計画にしてください。
- 6.以下について国へ強かに働きかけてください
- ・移動支援、日中一時支援といった地域生活支援事業を障がい福祉サービス事業に位置づけ個別給付にしてください。
 - ・地域生活支援事業は支援実態に大きな地域差が生じており、総括所見でも勧告をされているところです。大阪府下という地域の中でも地域格差があり、またサービスの提供の質も量もどんどん低下しています。私たちの生活レベルが自立支援法以前に戻らないよう、個別給付と地域生活支援事業の関係性の抜本的な整理をしてください。

(回答)

1について

- 国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされていますが、一方で、個々の障がい者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合も想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましいとされています。
- 大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえて適切に支給決定されるよう、国通知及び「厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

2について

- 最新の調査結果を提供いたします。

3について

- 事業者への報酬が十分に確保されていないという課題があると認識しています。
- 引き続き、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付化の検討を含む必要な財源確保を国に要望してまい

ります。

4について

- 全職業の有効求人倍率（1.24 倍）に比べ、障がい福祉分野では高位（3.05 倍）で推移している。府ではここ数年、障がい福祉分野のサービス利用が右肩上がりであり、過去5年を平均すると約 10%伸びているため、人材確保は喫緊の課題です。
- 障がい福祉分野は、人手不足が恒常化している中、障がい種別や特性に応じて提供するサービスが多様で、きめ細かい対応が必要であることや、介護や保育分野に比べて小規模な法人が多く、それぞれの事業者の努力では限界があり、人材確保の困難さの影響が凝縮されやすいと考えられます。
- そのため、今年度、府として障がい福祉分野に特化した人材確保事業として、「障がい福祉のしごと就職相談会＆面接会」と障がい福祉分野の仕事の内容や魅力などを発信するセミナーの実施のほか、障がい福祉分野の仕事内容の魅力を広く伝えるような動画作成事業に取り組んでいるところです。
- 引き続き、人材確保事業の結果を分析するとともに、動画による障がい福祉分野の仕事の魅力発進などを行っていきます。
- また、移動支援事業に従事するガイドヘルパーが不足しているのは、事業者への報酬が十分に確保されていないことが原因と考えています。
- 引き続き、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付化の検討を含む必要な財源確保を国に要望してまいります。

5について

- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置しました。
- とりわけ、その検討においては、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行だけではなく、「本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現」を最重点施策と位置づけ、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 次期計画策定にあたっては、本年度8・9月に実施する生活ニーズ実態調査の結果や計画の実績・進捗の状況等を踏まえ、障がい当事者をはじめ幅広い意見もお伺いしながら策定してまいります。

6について

- 移動支援など地域生活支援事業については、日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ることを要望しているところです。
- 市町村が実施する地域生活支援事業は、地域の実情や利用者のニーズに応じて、実施主体である市町村の判断により柔軟に事業実施するものであり、具体的な事業の内容については、個々の市町村において決定されるものです。大阪府としては、国に対し、市町村において安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ることを要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部	障がい福祉室	障がい福祉企画課	1・5、4・6（下線部以外）
福祉部	障がい福祉室	地域生活支援課	2・3、4・6（下線部のみ）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【就労支援】

[14]就労した後の支援について

平成 18 年の障害者自立支援法以来障がいのある人の一般就労は進み、いわゆる福祉的就労の質も向上しています。しかし、昨年大阪府からいただいた回答にもあるように、就労した後の支援といえ、就労定着支援事業は限られた地域で限られた人にしか機能しておらず、また就職後 6 カ月以降は障害者就業・生活支援センター事業に拠るしかありません。とりわけ生活面の困りごとなどを気軽に相談できる機会が必要と感じています。

1. 一般就労した後、福祉との繋がりがなくなる当事者も多く、送り出し事業所が必然的にアフターフォローをしている実態があります。
この課題に対して、就労系事業所が自助努力で OB 支援を行っている実態が多分にあります。その活動を評価してください。

（回答）

- 福祉施設からの一般就労者数は年々増加しており、これに伴い就労定着のニーズは高まっているものと認識しております。このため、定着支援ツールとして大阪府が作成したサポートカードの普及を図るとともに、就労定着支援事業所や障害者就業・生活支援センターにおける定着支援力の向上に取り組んでいるところです。
- なお、府では、障がい者の就労支援については、障がい者雇用を進めるための法制の強化をはじめ、令和 6 年度の報酬改定の効果検証をしつつ就労継続支援（A 型）事業に係る報酬単価の改善、福祉施設から一般就労への移行施策の充実、「就労移行支援事業」や「障害者就業・生活支援センター」の拡充などによる障がい者の職場定着のための支援の充実に努めるよう国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【就労支援】

[15]就労選択支援事業などについて

本年 10 月より実施の就労選択支援事業は、これまで実施されてきた就労移行支援事業所などによる「就労アセスメント」を、さらに機能を高め事業化したものであり、今後の展開に注目しているところです。支援学校高等部 1 年から利用できることから、支援学校との連携が必須となりますが、地域によって事業所の質や量、支援学校との連携の仕方などで格差が出る可能性が高いです。

一方で、雇用率ビジネスに代表されるように、利益目的の福祉サービス事業者が、サービス本来の目的から逸脱していることに私たちは触れ、障がい当事者が営利目的に利用されているのではないかと危惧しています。

- 1.就労選択支援事業について、利用者である本人・家族に情報が届いていません。ニーズが埋もれてしまわないよう、大阪府では福祉部と教育庁が十分な調整をはかり、利用者や事業者が戸惑うことのないようにしてください。また、この事業への取り組みとして、大阪府が理念研修を行うと聞いていますが、いつどこで、どのような内容で実施するのか教えてください。
- 2.就労選択支援事業の府下における設置の状況、取組の内容など、地域によって格差が出てくることが予想されます。サービスを希望する当事者が、府下どこに住んでいても同じようにサービスを受けられるよう、地域格差を作らないために、府として本事業を含めた地域づくりの好事例紹介などを行い、事業推進に取り組んでください。
- 3.営利法人などが法人格を別にしながら、就労継続支援 A 型事業を設置運営するケースについて、いわゆる「36 カ月プロジェクト」なる仕組みが大阪でも散見されています。この実態は、A 型利用と自社への一般就労を名目上 6 カ月単位で繰り返し、相応の加算を取得するといったものです。利用者主体の支援が展開されていないこの事案について、大阪府が把握されている状況と、課題認識についてお聞かせください。

（回答）

1 について

○ 就労選択支援事業について、利用を希望する方に情報が行き届くよう、国が示すリーフレットを活用するなど、教育庁と連携し周知を図ってまいります。

○ また、就労選択支援が効果的に実施されるためには、事業所をはじめ関係

機関が目的や意味を十分に理解する必要があることから、令和7年7月から就労選択支援の理解を深めるための研修として、どなたでもご覧いただける動画を配信中です。本動画においては、はじめに就労選択支援が創設された経緯・目的を説明したうえで、実際の流れと事例、実施に当たってのポイント、地域において検討すべきこと等を解説しています。

- なお、動画はこちらから申込可能です。

[「就労選択支援事業」の講義動画を配信します！ | 認定 NPO 法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク\(ES ネット\)](#)

2について

- 就労選択支援事業については、地域資源の状況に応じて、ネットワークの構築状況や事業所の量などについて地域差が発生するため、地域格差を減らすための取組が必要であると認識しております。令和7年度、大阪府においては就労選択支援のモデル事業を実施しており、本モデル事業において収集した地域づくりにかかる好事例や課題等を把握・分析するとともに、報告会を開催し、府域全体への横展開を図ることとしております。

3について

- 本府においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づく適切な運営を障がい福祉サービス事業所に求めており、障害福祉サービスの提供にあたっては、サービスを利用する本人が主体であることが重要であると認識しております。
- しかしながら、基準に規定のない事業所運営の在り方について、どのように利用者の支援につなげていくかについては課題があるところです。利用者の支援にかかる課題や問題のある事例等については、必要に応じて国にも情報共有すると共に改善措置の検討を要望して参りたいと考えていますので、引き続き情報提供をお願いします。
- なお、大阪府が所管している事業所においては情報は把握しておりませんが、市町村調整会議にて記載されている加算の取得状況についての情報共有がありました。
- 一般就労への移行後に着実な定着に繋げることを見据えた支援が必要であるとの観点から、一般就労に移行したという事実に加えて、定着に向け継続的な支援体制が構築されている事業所を評価することが必要であり、就労移行支援体制加算とはそのような支援体制が継続して構築されていることを評価することから、引き続き、府内市町村とも連携しながら適切に対応していきたいと思っております。

(回答部局課名)

1・2について

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

3について

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【就労支援】

[16]大阪府における知的障がい者雇用について

2022 年 12 月に可決成立した「障害者雇用促進法などの一部改正を含む改正法」では、障がいのある人の雇用の質の向上を図ることが言及されています。大阪府においては、雇用する障がいのある人に対し、キャリアアップの観点から、人材育成を行っていただいていることに感謝いたします。ただ、知的障がいのある人については、その活躍する場も限られ、非正規採用から正規採用へのステップアップを始めとする、キャリアアップの道筋が私たちには見えていません。

1.大阪府における知的障がい者雇用はハートフルオフィスにて行われているところですが、それはあくまで期間雇用であり、大阪府としてはその一定期間の就労をステップアップの場と考えていると説明を聞いています。それならば、ハートフルオフィス修了者の動向など【就職者数（就職率）、定着率、正規採用率など】ステップアップの成果を教えてください。

2.従来からお願いをしている、大阪府における知的障がいのある人の正規雇用について、「事務職」への受験資格に知的障がい者を加えていただいたところですが、応募はありましたでしょうか。また応募があった場合、採用には至ったのでしょうか。お聞かせください。

これについて私たちは、「事務職」という時点でチャレンジすることをためらってしまいます。それは知的障がいの特性上、苦手とするところと合致するからです。

大阪府が本気で知的障がいのある人の雇用を検討いただけるのならば、知的障がいの特性を理解していただいた上で職域を開発し、身体障がい、精神障がいの方々と同様に、各課に配属される知的障がい者の採用枠を作ってください。

（回答）

1 について

○ ハートフルオフィス推進事業は、府庁で実際に業務を行いながら、働く力を身につけ、企業への就職につなげていく事業です。

1 年目から 2 年目にかけては職場定着やスキルアップを目標とし、3 年目には、就職面接会や職場体験マッチング会に参加するなど、個々の目標に向かって就職活動を行います。

○ ハートフルオフィスでは、就職に向けた取り組みとして、事業を通じて就

労した OB 職員、支援機関、就職先の企業職員等をゲストスピーカーとして、体験談、支援経過、企業が求める人材像等を聴講し、自分の将来イメージや就職活動にむけたモチベーション向上に役立てていただくための就労セミナーを開催しています。

また、4 部局（商工労働部・総務部・教育庁・福祉部）が連携して、障がい者雇用に取り組む企業を対象とした知的障がい者雇用セミナーを実施し、ハートフルオフィスで働く知的障がい者が、自ら日々の業務内容の説明や企業就労に向けての取組みを発表し、就職活動につなげる機会を支援する等の取組みも行っています。

- 就職にあたっては、多様な働き方があり、個々のニーズに合わせ、外部の支援機関等とも連携しながら就労支援等に取り組み、例年、3 年目約 10 名のうち、平均して 8 名程度が就職しています。なお、次の職場で安定して働き続けられるように、就労定着支援事業所や障害者就業・生活支援センター等とも、ハートフルオフィス在籍中より連携しています。
- 引き続き、ハートフルオフィスで働く方々が企業に就職し、生き生きと働き続けられるよう、今後も事業内容の充実に努めてまいります。

2 について

- 大阪府では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和 55 年度より身体障がい者を対象とする職員採用選考を実施してまいりました。また、令和元年度からは「事務職」の受験資格を変更し、身体障がい者に加えて、知的障がい者および精神障がい者も受験可能な選考へと変更いたしました。
- この採用選考の実施にあたっては、受験者の障がい特性に応じて、合理的配慮に努めており、例えば、申し出に基づき、試験問題にルビをつけるなど、必要な措置を講じているところです。
- 令和 6 年度に実施した障がい者採用選考では、受験者 56 名のうち、療育手帳を所持されている方は 2 名でしたが、合格者はおりませんでした。
- 今後とも、障がいのある方が幅広く能力を発揮できるよう、職域開拓や選考時の配慮に努めながら、知的障がいのある方の雇用促進に向けた取組みを進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課
総務部 人事課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのある人の防災】

[17]個別避難計画について

個別避難計画について、大阪府では優先度の高い避難行動要支援者について令和9年度目途に作成を進めていただいていることを、大変うれしく思うと同時に、私たちは優先度の高い避難行動要支援者すべての個別避難計画が5年間で完了することを強く期待しています。

ただ、知的障がいの場合、障がいの程度が優先度に直接関係しない人がいることをご理解ください。中・軽度知的障がいのある人は、ある程度自立した生活を送っていて、一人で過ごす時間が長くあります。東日本大震災では「逃げろ」の呼びかけがあれば避難できた軽度知的障がい児が津波で亡くなっています。『優先度』は命の危険を基準にした優先度であることをご理解ください。

知的障がいのある人の防災を進めることは、ひいてはすべての大阪府民の優良な災害対応に結び付くものです。私たちは知的障がい者児を中心に、すべての大阪府民が一緒に助かるため、以下を要望します。

- 1.個別避難計画の作成について、進捗状況はいかがでしょうか。特に、優先度の高い人たちを分母とした場合のパーセンテージを教えてください。
昨年度のご回答に「優先度は、各市区町村が地域の状況を勘案し判断される」とのことでしたが、進みづらい市町村もあります。それをサポートするためにも、大阪府として把握をしていただきたいと思います。
- 2.個別避難計画は支援者といっしょに作成すること、また支援者といっしょに訓練をすることが重要であることを市町村に伝えてください。
- 3.個別避難計画は、当事者の選択を保証し、尊厳が守られるためのものです。
現在、市町村で進む個別避難計画で、作成に力を発揮してくれているのが計画相談（特定相談支援）の支援者です。
受給者証を取得し、日常的に介護・支援のサービスを必要としている障がい者・児が、有事に避難できる場所をあらかじめ決めておくなどの「クライシスプラン」を、相談支援のサービス等利用計画に盛り込むことができると、私たちは安心できます。
「クライシスプラン」は災害時だけに役立つものではなく、様々な緊急時の対応にも役立ちますので、地域生活支援拠点等にも大いに関係します。
このことは全国育成会から国にも要望していますが、大阪府で先駆的に取り組んでいただきますよう、お願いします。

(回答)

1について

- 各市町村の避難行動要支援者名簿の内容については、内閣府及び消防庁が毎年1回実施する「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査」を以て把握しています。なお、当該調査の結果は、市町村ごとのデータが公表されており、個別避難計画未策定市町村につきましては、令和7年4月1日時点におきまして、未作成は1町に減少、個別避難計画の策定済数につきましては、36,524件となっております。

なお、本年6月に未策定であった1町におきましても、個別避難計画が策定され、現時点で府内未策定市町村は解消された状況となっております。

- また、優先度の高い人数については、国においても把握していないことから、大阪府としては独自の把握は行っていませんが、策定を加速化するために優先度は重要であることから、市町村担当者向け研修や、個別避難計画作成支援ガイドにおいて、好事例の取組を共有するなど、検討が進みづらい市町村の支援を行っております。

2について

- 個別避難計画は、作成は元より、計画の実効性確保に向けた訓練は重要と認識しており、市町村での訓練が進むよう、訓練を含む好事例等の共有を図っているところです。

3について

- 災害時の避難行動要支援者である障がい児者は、障がい福祉サービスを利用しているとは限らず、障がい福祉サービスを利用している場合でも、セルフプランによる場合は、計画相談支援を利用しておりません。
- そのため、市町村は、このような障がい児者を含む災害時の対応を検討する必要があり、災害時に自ら避難することが困難な障がい児者の方について、「避難行動要支援者名簿」を作成することが災害対策基本法により義務付けされております。
- また、市町村は避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」を作成することに努め、その計画には、氏名や住所のほか、避難先や避難時の配慮事項、自宅で想定するハザード状況、常備薬の有無などを記載することになっております。
- なお、国が作成した「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」において、市町村が「個別避難計画」を作成する際に、相談支援事業所に協力を依頼する場合は、サービス利用計画との情報連携を適切に図るよう記載されております。

（回答部局課名）

１・２について

危機管理室 防災企画課

福祉部 福祉総務課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

３について

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのある人の防災】

[18]支援学校の福祉避難所について

知的障がいのある人・子と家族にとって、最大の心配は避難生活です。知的障がいの特性ゆえ、一般避難所という大勢の地域住民との集団生活は無理だと判断する家族が大変多く、「支援学校の福祉避難所」への期待が大きいです。

- 1.知的障がいの支援学校はすべて「知的障がいを主とした福祉避難所」にしてください。
- 2.支援学校の福祉避難所は受入れ対象を在籍児に限定せず、卒業生などその地域の知的障がいのある人・家族を受け入れてください。
また、一部の支援学校は「在学中の児童・生徒のみ」という限定した対象になっています。大阪府は昨年度「地域の実情を踏まえて、学校長と市町村が受入対象者を調整しています」との回答でしたが、大阪府から学校長と市町村に対し、在籍児保護者を含む当事者である私たちの要望を伝えてください。
- 3.受入れに関して、事前に地域の実情に照らしあわせ、対象者の範囲や人数を把握し、受入れ計画の作成や対象者が参加する避難訓練の実施などを市町村及び支援学校で行ってください。
- 4.支援学校すべての、ハザードマップにおけるリスク状況、施設の耐震状況や、指定避難所としての計画や準備の進捗状況、避難訓練の実施状況などについて、教えてください。
- 5.複数の市町村を校区にもつ支援学校の福祉避難所は、校区内すべての市町村による指定が必要かと思います。そのために支援学校が複数市町村と協議しやすいよう、大阪府による積極的な調整をお願いします。

（回答）

1・2・5について

- 福祉避難所の指定は災害対策基本法上、各市町村が行っているため、府としては、災害時に市町村が迅速に福祉避難所を開設・運営できるよう市町村が作成している避難所マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」を作成しており、市町村が行う事務を支援しています。
- 本指針において、福祉避難所の指定に当たっては、その受入対象者について施設管理者等と調整する必要があると示しており、各支援学校において、個別の実情を踏まえて、学校長と市町村が受入対象者を調整しています。

- また、これまでも社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と連携し、各種社会福祉施設等へ福祉避難所の指定について協力を要請するとともに、市町村に対しては、支援学校をまず在校生等が避難するための福祉避難所に指定いただくよう国文書※の内容について協力依頼等をしているほか、支援学校を含む府立学校に対しては、教育庁と連携し、校長会等の場で上記国文書※の内容を説明し、市町村が福祉避難所として指定できるよう協力の依頼を行っています。

引き続き福祉避難所の確保と多様なニーズに対応した避難所運営がなされるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

※文部科学省事務連絡（令和6年11月27日）

「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について(依頼)」

3について

- 前述の作成指針において、市町村は、指定福祉避難所の受入対象となる者の概数を把握する必要があることや、受入対象となる者を速やかに避難させることができるよう、平時から受入対象者の現況等を把握することが望ましいことを示しています。また、福祉避難所の設置・運営訓練については、災害時を想定した関係者による図上訓練及び実動訓練などにより、災害発生後から指定福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認できるようなものにすることや、訓練は定期的に行うこととし、参加者は幅広く募集するよう示しています。

引き続き、市町村において、災害時において円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう、働きかけてまいります。

- なお、第二次教育振興基本計画において、地域と連携した避難訓練の推進を目標に掲げて、教職員研修等を実施しております。

引き続き、地域と連携した避難訓練の実施について、研修等において、好事例の共有や市町村教育委員会及び府立学校へはたらきかけを行ってまいります。

4について

- 府立学校の耐震対策につきましては、平成19年3月に大阪府が策定しました「府有建築物耐震化実施方針」に基づき、補強工事を行ってきました。

耐震補強工事は平成27年度末に完了し、平成25年度より、体育館や柔剣道場の天井や照明器具等の非構造部材の点検を、建築基準法に定める定期点検に併せて実施し、その点検結果に基づいて、平成26年度に、支援学校の体育館の吊天井、高等学校の柔剣道場の天井や照明器具などの実施設計を行い、平成27年度からこれらの非構造部材の本格的な耐震化工事に着手し、平成30年度末に完了しました。

- すべての支援学校において、消防法に基づく火災避難訓練を行うとともに、

地域のハザードに合わせた自然災害に対する避難訓練を実施しております。

- 令和7年7月1日時点の府立支援学校の福祉避難所の指定状況は、堺聴覚支援学校、だいせん聴覚高等支援学校、泉北高等支援学校、堺支援学校、岸和田支援学校の5校となります。指定避難所としての計画やその準備の進捗状況は前述のとおり、市町村で行うこととなっています。
引き続き、市町村とともに府立学校を訪問し、福祉避難所として指定いただくよう依頼を行っているところです。

(回答部局課名)

1・2・5について

危機管理室 災害対策課

3について

危機管理室 災害対策課

教育庁 教育振興室 保健体育課（下線部について回答）

4について

危機管理室 災害対策課（下線部について回答）

教育庁 施設財務課（波線部について回答）

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのある人の防災】

[19]避難行動、避難生活における福祉サービスについて

災害対策基本法の改正により、災害救助に福祉が追加されました。危険なエリアから避難する際、ヘルパーの付き添いや福祉車両の利用ができなければ逃げられない人が出ます。また、避難所及び在宅避難しているときの訪問サービス、レスパイトや入浴支援を含む通所サービスの途絶は知的障がい者の命と心を守るために、また家族に生活再建の力を与えるために必要です。

1.災害が起きたときから、その後の避難生活において、知的障がいのある人や子が滞りなく福祉サービスを利用できるよう、大阪府においての体制を構築してください。

2.令和6年度から障がい福祉サービス事業所は BCP の作成が義務付けられました。これにより、私たちは大災害のときでも平時に利用しているサービスの継続利用ができることを期待しています。

また、能登半島地震ではサービス提供を継続した事業所ほど復興が早かったので、大阪府下の事業所でも役立つ BCP 計画の作成とそれに基づく訓練等が実施されること望んでいます。

しかし事業所からは、計画作成はしたものの活用できるかは不明等の声も聞きます。大阪府は、事業所の BCP について、この後どのように進めようとしているのかを教えてください。

（回答）

1 について

○ 令和6年度から利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けされました。

○ 府としても策定にあたり、研修や Web 相談会を実施いたしました。併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所の BCP 策定に対して支援を行いました。

○ また運営指導や集団指導において、策定された BCP が実践に即したものの確認、見直しをするよう今後も指導していきます。

○ なお、国事務連絡「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定について」において、避難先における被災した障がい者に対する

支給決定や緊急にサービスの提供が必要な場合等の取扱いが示されています。

府においては、国事務連絡を踏まえ、災害時においても、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

2について

- 令和6年度から障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けられることを踏まえ、府としても策定にあたっての研修や Web 相談会を実施してきたところです。併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所の BCP 策定に対して支援を行っております。
- 今後は、運営指導や集団指導において、策定された BCP が実践に即したもののかを訓練を通して確認し、随時見直しをするよう指導していきます。

（回答部局課名）

1について

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

2について

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのある人の防災】

[20]防災における合理的配慮、基礎的環境整備について

- 1.自立して社会生活を営む中・軽度の知的障がいのある人がたくさんいます。大阪府のまちづくりは、防災の観点で、津波避難経路のユニバーサルデザインによるサイネージの整備など、知的障がいのある人たちに理解しやすい基礎的環境整備を行ってください。
- 2.福祉避難所及び一般避難所において、知的障がいへの合理的配慮、基礎的環境整備を進めてください。私たちが必要とする配慮等は以下の通りです。
 - ・すべての避難所にカームダウンエリアを設置するとともに、知的障がいのある人や子が安心して過ごせる福祉避難スペースを確保する。
 - ・福祉避難所には、知的障がいに関する専門知識のある人を配置する。
 - ・一般避難所の設置、運営に関するすべての人や機関に対し、知的障がいへの合理的配慮や基礎的環境整備を啓発する。

（回答）

1について

- 避難場所や避難行動にかかる理解しやすい情報発信のうち津波避難経路のユニバーサルデザインによるサイネージの整備などについては、避難所等を設置する市町村等において適切に実施されるものと認識しております。
 なお、府では、大阪防災アプリにおいて、分かりやすい日本語により避難所などの情報を発信するなど、より多くの方に理解いただけるよう取り組んでいます。

2について

- 府としては、避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営が実施できるよう市町村が作成している避難所マニュアルの指針となる「避難所運営マニュアル作成指針」を作成しています。
 本指針においては、避難所における要配慮者用のスペース（福祉避難室）やカームダウンエリアの確保の必要性を示すとともに、教育庁とも連携し、府立学校をカームダウンエリア等を設けた福祉避難所に指定できるよう協力依頼を行っており、令和7年2月には、新たに池田市において渋谷高校を福祉避難所に指定した。
- また本指針において知的障がい者相談員をはじめ、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するよう示しています。

- 併せて、本指針については令和6年4月に施行された改正障害者差別法の趣旨を踏まえ、避難所運営における「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮の提供」の必要性を示すとともに、障がいへの理解を促すなど、障がいを理由とする差別を防ぐ避難所運営について規定する改正を本年3月に行いました。
引き続き多様なニーズに対応した避難所運営がなされるよう取り組んでまいります。
- 危機管理室と連携し、危機管理室が作成する避難所運営マニュアル作成指針の令和7年3月改訂時において、新たに「障がいを理由とする差別を防ぐ避難所運営」という項目を追記し、その中で知的障がいのある方に対する合理的配慮の具体例を示したところです。
- 引き続き、障害者差別解消法所管課として、障がいのある方がどのような状況になっても差別的な取扱いを受けることなく、また、必要かつ合理的な配慮が提供されるよう、様々な事業所管課と連携し啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課（1 下線部のみ回答、2）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（2 下線部について回答）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのあるこども】

[21]障がい児支援体制の整備や相談支援について

「地域における児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援体制の整備」について、大阪府は国の通知より前に市町村との意見交換会を開催し、その後、市町村調査も実施していただいたことに感謝しています。

児童発達支援センター（以下、児発センター）の設置やその運営指導については市町村がされると認識していますが、私たちは大阪府下のどの地域で生まれ育っても、同じ質の高い支援が受けられることが重要と思っています。

さらに、児発センターの中核機能の1つである「入口としての相談機能」について、保護者に相談が必要なのは入口だけではなく、その後の長い子育ての間、様々な不安や悩みに苦しみ、その内容も年齢とともに変化します。昨年度私たちは、真に保護者が求める相談支援の仕組みを大阪府において構築していただきたいとお伝えしました。しかし、残念ながら回答は「相談支援事業所」「大阪府子ども家庭センター」で行っているとあり、実際に相談をしている私たち保護者の体験から、とてもかけ離れていると強く感じています。

一方、地域のインクルージョンの推進に重要な役割を果たす保育所等訪問支援は、実施している事業所が増えない、支援内容がバラバラという問題があり、何より実施していない児童発達支援センターがあると聞きました。

どうぞ、私たちが頼りにできる内容を、市町村格差がない形で、障がい児支援体制の整備が進むようお願いします。

1. 「児童発達支援センターの確保等に関する市町村調査結果」から、大阪府の現在の状況や、体制整備を進める上での課題、今後の方針等をお聞かせください。
2. 子ども期の相談支援（指定障がい児相談支援だけでなく）について、まずは、大阪府が直接に利用者である私たち保護者の話を聞いて、課題を把握してください。
大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会で成人の中に含めて考えるのではなく、子ども期だからこそその相談支援体制を、大阪府として、ニーズの調査・研究・検討をしてください。
3. 保育所等訪問支援は地域のインクルージョンの推進に役立つように、大阪府として保育所等訪問支援を進めていくための方針などをお聞かせください。
4. 以下について国へ強かに働きかけてください。
 - ・ 保育所等訪問支援の支援者の養成や事業所設置を進めるため、保育所等訪問支援の担当者を養成する研修を実施してください。

- ・放デイではない、インクルーシブな場所での放課後の過ごし方が広がるよう、保育所等訪問支援の対象範囲を学習塾やスポーツクラブといった民間施設にも派遣可能にしてください。
- ・放デイは幅広い年齢層になるので、小学生向け、中高生向けに区分した仕組みの創設を検討ください。
- ・放デイに、強度行動障がいに特化した事業所を（子ども期の集中的支援を実施するため）作ってください。
- ・障がい児相談支援はセルフプランが多く、また、介護保険からの相談支援専門員は子ども期の知識が少なく、適切なアセスメントがないまま計画作成されていることが多くあります。子どもの発達支援や保護者の就労保障の役割も担うことを前提とした「ガイドライン」を作成してください。

（回答）

1について

- お示しの調査は児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの状況把握のために行ったものですが、現在の府内の児童発達支援センターの設置状況につきましては、令和7年4月1日現在、28市において管内で整備済みです。また、共同利用体制を構築している市町村は9市町村となっています。
- 管内での整備及び共同利用体制の構築が済んでいない町に個別にヒアリングを行うほか、引き続き市町村の課題等の把握と、情報提供に取り組んでまいります。
- 府としては、圏域ごとに市町村意見交換会を開催し、児童発達支援センター等の中核機能の整備等のヒアリングや課題について共有等を行いました。
- 今後も、意見交換等において、市町村の好事例を共有するなど、横展開を図る仕組みを推進してまいります。

2について

- 障害者総合支援法及び児童福祉法において「相談支援事業」は、障がい種別に関わらず、市町村が一元的に実施することになっております。
- 相談支援は、市町村や相談支援事業所が相談窓口として、本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談を受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理することが必要です。
- 府においては、広域行政として、市町村の相談支援体制の充実・強化に取り組んでおり、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会から様々な提言を市町村に行っております。

3について

○ 国が令和6年に策定された「保育所等訪問支援ガイドライン」において、保育所等訪問支援の目標として、「保育所等訪問支援は、保育所等において障がいのあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・インクルージョンを推進していることが重要であり、(1)こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実、(2)成長を喜び合える土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定、(3)訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定、(4)保育所等における全てのこどもの育ちの保障」を目指し、支援を提供していくことが明記されています。

○ 障がいのあるこども本人を支援の輪の中心として考え、訪問先施設をはじめとした様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、地域のインクルージョン推進の中核機能を担う児童発達支援センターや、地域のニーズや資源等を把握し地域全体の支援の体制整備を担う市町村等が連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障がいのあるこどもに対する理解を深めることが大切であると考えています。

○ 大阪府としては、地域障がい児支援体制強化事業等による財政面での支援や市町村意見交換会や市町村指導でのヒアリング・助言等のノウハウ面の支援など、広域的な支援を行ってまいります。

4について

○ 障がい児通所支援及び障がい児入所支援において、適切な運営や支援の質の確保が課題とされ、これまでに国より「児童発達支援ガイドライン」の策定や「障害児通所支援の在り方に関する検討会」等で支援の方向性等について議論されてきましたが、昨年度から、「障害児支援における人材育成に係る検討会」が開催されています。

○ 本検討会において、全国どの地域においても、質の高い発達支援の提供が図られるよう、共通の枠組みとして研修体系を構築していく観点から、研修の在り方、実施主体、研修の標準カリキュラムび効果的な実施方法、研修の具体的運用に向けた方向性等について検討されており、今後、国の動向を注視してまいります。

○ 放課後等デイサービスを運営する事業所において、強度行動障がいを有する児童を受け入れた場合に算定できる加算として、強度行動障害児支援加算が設定されています。

○ 障がい児やその家族が様々なニーズに応じ、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実を、国に働きかけてまいります。

○ 個々の障がいの状態や発達の状況、障がいの特性やニーズに応じた支援を

行うため、国が「児童発達支援ガイドライン（令和7年6月）」を策定し、児童発達支援計画の作成及び評価について示しています。

- 本ガイドラインにおいて、現に受けている支援、支援の利用の意向等を障がい児や家族から聞き取って援助方針を提案することを定めています。
- また、各市町村が実施している指定障害児支援事業者等集団指導において、相談支援事業所に対して適正なアセスメントが実施されるよう、指導を行っています。

（回答部局課名）

1から3について

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

4について

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（波線部について回答）

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【知的障がいのあるこども】

[22]知的障がいのあるこどもの家族支援について

障がい児の子育てを経験してきた私たちの頼りになったのが、仲間（ピア）の存在です。障がい受容における心のケア、教育・福祉の情報、親戚・地域住民等との人間関係、さまざまな悩みに寄り添い、支えてくれる仲間がいたからこそ、苦しい子育てを乗り越えることができるのです。

一方、令和6年より改定された児童発達支援、放デイの家族支援は、事業所が児童の保護者やきょうだいに対しての相談援助を行うものですが、どんどん数の増える事業所には、専門性が高く相談援助の質もよいところがありますが、その反対に専門性や人権意識の低い事業所も散見されます。幼い時期に出会う相談者は、その家族のその後の人生に大きな影響を与えますので、家族支援の質がとても気になるところです。

昨年度に引き続き、知的障がい児の保護者・家族を支援する体制を構築していただくため、以下のことを要望します。

- 1.知的障がいのあるこどもの多くは1歳半から幼児期に障がいが発見されます。保護者はまだ幼い我が子の障がいを受容するだけでも非常に苦しみますので、障がいを発見直後からの寄り添い支援は必要です。
私たちはこの『寄り添い支援』に最も適しているのがピアサポートだと思っています。知的障がいのある子の保護者に、同じ立場の保護者が相談対応する施策を大阪府として実現してください。
- 2.児童発達支援、放デイの家族支援は1年たち、大阪府下で実施された回数、またどのような内容の支援がされたかを教えてください。
また、その家族支援の質の向上をめざすため、大阪府としてどのようにされるのかを教えてください。

（回答）

1について

○ 障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する取組である自発的活動支援事業が市町村において実施されています。

当該事業には、障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート活動支援も含まれていることから、これによって身近な地域での支え合いやつながりの形成が推進されているものと認識しております。

○ 府におきましては、発達障がい児者の家族支援として、ペアレント・メン

ター養成研修を実施し、市町村からの要請に応じてメンターを派遣しているところですが、これは、発達障がいについての取組は、歴史が浅く、全ての市町村がすぐにペアレント・メンターを養成することは困難であるため、府が実施しているものです。

- 今後とも、市町村と連携や役割分担をしながら、家族支援に取り組んでまいります。

2について

- 府内の児童発達支援、放課後デイサービスにおける家族支援の実施回数は、把握しておりませんが、家族支援加算を算定している事業所は、全事業所の約24%となっています。
- 大阪府においても、児童発達支援、放課後等デイサービスにおける支援の質の向上は重要であると考えており、障がい児通所支援事業所等（児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所等）を対象にした障がい児等療育支援事業を実施し、障がい児通所支援事業所のサービスの質の向上につながるよう、専門研修や療育相談などの機関支援に取り組んでおります。なお、令和7年度は「家族（きょうだい）支援の視点」などを取り扱った研修を実施する予定です。
- 今後とも、児童発達支援、放課後等デイサービスにおける支援の質の向上に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【教育】

[23]知的障がいの支援学校の整備について

大阪府においては、知的障がい支援学校新校整備事業を進めていただいていることに感謝します。知的障がいのある子どもたちは環境要因にとっても影響を受けますので、ハード面が整うことはとても重要です。1日も早く、子どもたちの成長につながる、良い教育環境になることを願っています。

- 1.前年度の回答で、取組みを進めていることとして、以下のことをお聞きしていますが、現在の進捗状況はいかがでしょうか？また、開校後の校区割についてわかる範囲で教えてください。

（生野支援学校 大阪わかば高校敷地内への移転・併設、令和9年度中の開校）

（豊中市立第七中学校と府立茨田高校（鶴見区）を活用し、新たな知的障がい支援学校の整備、令和10年度の開校）

（交野支援学校四條畷校 令和11年度に本校化）

- 2.上記にない地域も含め、大阪府下のすべての知的障がい支援学校について「現在の教室不足、設置基準の適合状況、過密の程度などを教えてください。
- 3.知的障がい支援学校に通う、特に高等部の生徒は、毎日の通学で「一人で町を歩き、公共交通機関を利用する練習」ができることは、将来の自立生活にとっても重要です。その観点から、校区が広い交通機関での通学練習がしづらい学校は何校あるでしょうか？それらの学校は、自立登校の練習を希望する生徒にどのような支援をされているのかを教えてください。
- 4.支援学校のトイレについて、従来からのタイル張りの湿式タイプでは、衛生面や悪臭の発生などの課題があるため、衛生面の観点より乾式タイプに変更し、環境改善がされるようにしてください。

（回答）

1について

- 現在、取組みを進めている府立生野支援学校の府立大阪わかば高校敷地内への移転・併設については、令和10年度中の開校をめざし工事契約準備を行っているところです。
- また、豊能地域と大阪市北東部においては、豊中市立第七中学校ととも府立茨田高校（鶴見区）を活用し、新たな知的障がい支援学校の整備について、令和10年度の開校をめざし実施設計を行っているところです。

- 加えて、北河内地域においては、令和 11 年度の交野支援学校四條畷校の本校化に向け基本設計に着手したところです。
 - 府立支援学校の通学区域割については、児童生徒等の状況等を踏まえつつ、市町村教育委員会や学校の意見を伺いながら、各学校の施設規模や児童生徒数、通学バス乗車時間等の通学環境等を考慮し、府教育委員会が定めています。
 - 引き続き、地域ごとに在籍者数の将来推計を行い、児童生徒数や各学校の施設規模等を考慮しながら、より良い通学環境となるよう、検討してまいります。
- 2について
- 国による令和5年度の「公立特別支援学校における教室不足調査」の結果において、本府の不足教室数は 370 室、また校舎において設置基準上の必要面積を満たしている学校数は、49 校中 33 校でその割合は 67.3%となっています。
 - 府教育庁においては、令和3年9月に制定された「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準、学級編制基準の不適合の解消をめざし、引き続き、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めてまいります。
- 3について
- 府立支援学校への通学にあたっては、自宅と学校の立地状況によりその通学手段も個々に異なり、子どもの状態等に応じて例えば自宅から府立支援学校通学バスのバス停までを自主通学とするなど、社会的自立を見据え、保護者と各学校が連携を図り、安全面を考慮しながら、子どもの状態にあわせた対応をしているところです。
引き続き、各学校に対しては、保護者と密に連携し、子ども一人ひとりの状態に合わせた対応となるよう促してまいります。
- 4について
- トイレの改修につきましては、これまでも大規模改修や福祉整備事業などで学校の要望をお聞きしながら改修をしてきたところです。
 - 今後も、学校ごとに幼児・児童・生徒の状況が異なることから、その必要性とあわせて、汚い、臭いといった問題の改善などについて個別に学校長や関係課と協議のうえ、快適な環境の整備に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課
教育庁 施設財務課 (4のみ)

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【教育】

[24]支援学校の運営などについて

各支援学校においてはさまざまな教育活動において、一定の基準をもって一定の運営水準を保つよう運営いただいていることと思います。しかし、各学校の先生や校長の考え方などにより学校ごとに取り組みの違いなどがあると私たちは思っています。

以下の事項については、いずれの学校においても同様に取り組んでいただきたいと考えていますので、改善していただくようお願いします。

- 1.通学バスの利用時に最寄りの停留所まで、付き添いが必要と求められています。府内支援学校でも対応に差異があるので、単独行動ができる児童生徒には府内共通で認めるように要望します。
- 2.保護者が年度当初には書類を何枚も書いて提出していますが、記載内容も大きな変更が生じていない場合が多いので、記入して提出ではなく、既存のものを確認して提出する方法になるように要望します。
特に、アレルギー対応の申請については、毎年医者の診断書の提出を求められ、通院を嫌がる子どもと家族にとっては大変な負担であり、さらに作成費用もかかることから、大きく状況が変化した場合のみ提出を要する等、取り扱いの変更をお願いします。
- 3.進路に対しての取り組みについて、校外実習の時期や障がい福祉サービス事業所（日中活動）の情報を持ち合わせていない等、学校間で差異が生じないようお願いします。
- 4.同一支援学校で内部進学をする際、学校生活上の注意事項（特に障がい特性や排泄状況等）の引き継ぎが十分にされていない支援学校があります。すべての支援学校で学部間の連携が密になるようお願いします。
- 5.昨今、福祉分野でも ICT 等の活用が注目されていて、知的障がい児の保護者も家庭での支援に積極的に活用している人もいます。京都市の支援学校では毎週アドバイザーが学校を訪問して、個々の支援に活かしていると聞きました。大阪府立の支援学校はどのような状況でしょうか？
- 6.今年 10 月より就労選択支援事業が始まるにあたり、企業や就労支援系の福祉サービスを志望される方は、就労選択支援事業所による実習やアセスメントが必須（一部例外あり）となります。
子どもたちの進路に関わる事態であり、就労選択支援事業は高等部 1 年生の段階で利用することができるため、一部の教員だけでなく全ての教員が把握

しておく必要があります。

そのためには教育現場における周知徹底、ならびに就労選択支援事業所や相談支援事業所との協力体制の構築について要望するとともに、10月から稼働するため早期の対応を要望します。

(回答)

1について

- 自宅からバス停までの通学手段については、各学校において安全面を考慮しながら、子どもの状態にあわせた対応をしているところです。引き続き、各学校に対しては、保護者と密に連携し、子ども一人ひとりの状態に合わせた対応となるよう促してまいります。

2について

- 年度当初の必要書類については、保護者に過度な負担とならないよう学校に対して伝えてまいります。特に健康面に関わる情報などは毎年の更新が必要なものもあり、引き続き、ご理解の程をお願いいたします。

3について

- 支援学校においては、進路指導関係機関連絡会を府内ブロックごとに開催し、情報共有をおこなっているほか、府教育庁の施策としては就労支援アドバイザーを各校へ派遣し、各校の就労支援に関する力の向上を図るなど、各校の進路指導の充実を図っております。引き続き、生徒が自身の特性やニーズに合わせて希望する進路選択ができるよう、適切な進路指導の充実に取り組んでまいります。

4について

- 府立支援学校では、全ての幼児児童生徒に、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に対応していくため、保護者参画のもと障がい特性や支援の内容、目標等が記載された「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を策定し、障がいの状況等に応じた切れ目のないきめ細かな指導・支援に努めています。

5について

- 府立学校では、生徒1人1台端末の安定的運用と生徒の学びを支援するため、各校からの問合せ等に対応するGIGAスクール運営支援センターを令和4年度から開設しており、国の補助金等を活用しながら、継続的な運用等に努めています。また、教員のスキル向上のため、府教育センターにおいて、教員のキャリアステージに応じてICTを効果的に活用し、授業力の向上を図る研修を実施しています。

6について

- 就労選択支援事業については、商工労働部、福祉部との庁内3部局連携の

取組みの一つとして、府立支援学校の進路指導担当者等を対象とした勉強会を令和7年8月に開催いたしました。

- 勉強会においては、外部講師を招き、制度概要や支援学校における活用等について講義を行い、制度の理解啓発を図ったところです。
- また、就労選択支援事業の周知については、要望項目[15]1で回答しました動画を活用するとともに、教育庁・商工労働部・福祉部の3部局が連携して実施している障がい者雇用就労支援施策・制度勉強会において、支援学校等の進路指導担当職員に制度にかかる講義等を実施したところです。なお、動画については、府内支援学校、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター等に広く周知しており、令和7年8月時点で800件を超える申し込みがあります。
- さらに、就労選択支援を効果的に実施するためには、多機関連携が重要であることから、要望項目[15]2で回答しましたモデル事業において得られた地域における連携体制の構築にかかる知見や課題等を関係機関に情報提供し、府内へ横展開することとしております。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課 (1から5、6については下線部のみ)

6について

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【教育】

[25]強度行動障がい状態にあるこどもの支援について

強度行動障がいについては「障がい特性のアセスメントや環境の調整により、行動障がいを誘発させない支援が必要」です。

前年度「子ども期のその大切な役割を果たすのは、知的障がいの支援学校の先生方であるとお伝えした上で、「強度行動障がいへの支援は実態把握が重要。大阪府立支援学校に強度行動障がい状態のこどもが何名在籍しているかを教えてください」とお伝えしたところ、「強度行動障がいの状態にある幼児児童生徒の在籍数等の調査は実施しておらず、教育庁として把握はしておりません」という回答で、大変驚きました。

学校現場では、他害を制御する際に先生がケガをする等が頻繁に起きているはずです。その身を挺してでも子どもの行動障がいに向き合ってくださっている先生方を思うと、教育庁が実態を把握していないことは、現場の苦勞が伝わっていないのかという心配までしてしまいます。

子どもたちは暴れたくて暴れているわけではありません。適切なアセスメントの上で、その子にあった環境調整をしていただければ、暴れる以外の方法を身に着け、自己コントロール力を培うことができます。支援学校の支援・指導に、大きく期待しています。

- 1.一日も早い実態の把握を行って、私たちに教えてください。
- 2.把握した子どもについて、それぞれの行動分析等を行い、なぜ行動が荒れてしまうのかを調査し、家庭・福祉と連携して、具体的な支援をしてください。

（回答）

1について

- 強度行動障がいについては、行動障がいを誘発させない支援が必要であると認識しており、その支援を適切に行うためには実態把握も重要であると考えております。

2について

- 福祉部と連携して、対象校において強度行動障がいコンサルテーションを実施し、年度末には報告会を全府立支援学校を対象に実施し、実施校のみではなく府立支援学校全体に成果を周知することでアセスメントや支援方法について、理解を推進し、実践力を高めているところです。また、令和5年度からは、福祉部が実施する「強度行動障害支援者養成研修」の対象に支援学校の教職員を加えるなど福祉部と連携しながら強度行動障がいのさらな

る理解・支援の充実に努めています。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名（社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会）

（要望項目）【教育】

[26]支援教育を担当する先生について

支援教育を担当してくださっている先生方には、支援・指導の難しい私たちの子どもへ愛情を持って関わってくださっていることに感謝します。

今、地域で暮らしている知的障がいのある人を見ると、良い先生と出会い良い教育を受けたことで、自立に向けた力がついて、自分らしく健康で活発な人生を送ることができていらっしゃると思います。しかし、その逆もあるのが現実です。すべての知的障がいのある子が健やかに成長し、その後の人生を自分らしく生きていけるために、以下を要望します。

- 1.支援学校や地域の小中学校では、現場の人手が不足していると聞きます。
個別の支援が必要な私たちの子どもは、先生が一人一人に寄り添って支援していただくことが重要で、人手は必須だと思っています。人手不足を解消していただき、個々に必要な支援が行き届くようにしてください。
- 2.地域の小中学校に専門的な助言等を行うのが、府立支援学校のリーディングスタッフだとお聞きしました。知的障がいのある子は、地域の小中学校にもたくさんいますので、リーディングスタッフについて、どんなタイミングで、どんな頻度で、どんな内容の支援をしておられるのかを教えてください。
- 3.地域の小中学校から支援学校へ転学するときについてお聞きします。保護者から我が子の様子を見て「転学をしたい」と希望した場合、どのような手続きになるのかを教えてください。
- 4.現在、大阪府内の教職員人事については、大阪市・堺市・豊能地区の公立小・中学校（義務教育学校含む）以外は大阪府教育庁が直接所管をしていると聞きました。大阪府全域の教育水準を一律にするためおよび、大阪市・堺市・豊能地区を含め、府立支援学校のみならず各市町村にある公立学校で支援教育に携わる教職員の質の向上のため、研修機会の提供や充実に向けた取り組みを要望します。

（回答）

1 について

- 府立支援学校においては、「福祉医療関係人材活用事業」により、要望のあるすべての支援学校に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師等の専門人材の配置を行い、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を進めることができるよう取り組んでいるところです。

- また、地域の小中学校では、平成 19 年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。多くの市町村においてそれらを活用し、特別支援教育支援員を配置しています。

今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と連携しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

- 欠員の解消には、なり手の確保が重要と考えており、様々な媒体を通じて広報活動に取り組んでいるほか、小学校又は中学校の臨時免許状を授与する取組みや、教職にブランクのある方に向けた研修会（教員スタートアッププログラム）を開催するなど、講師確保の取組を進めているところです。

- 教員採用選考などもあわせて、総合的に取組みを行い、人材確保に努めてまいります。

2について

- 府立支援学校のリーディングスタッフは、小中高等学校等への地域支援のみならず、各学校での校内支援においても、子どもの理解と支援に関する研修の実施や、地域支援で得た指導・支援の好事例等を校内に還元し、教員の専門性向上に役立てているところです。また、年3回の各校のリーディングスタッフによる実践協議会で他校との情報交換をとおして、日々の教育内容を実践しているところです。

- また、各学校においては、校長・准校長が作成した学校経営計画のもと、教員の専門性や学校としてのチーム力向上に努めており、当該経営計画の内容や進捗状況、評価については、保護者等の学校関係者から構成する学校運営協議会において意見をいただくなどして学校運営を行っているところです。

- 支援学校による地域支援の流れとしましては、まず地域の小中学校等が教育相談票を各市町村教育委員会に提出します。各市町村教育委員会が教育相談票とともに各府立支援学校のブロック担当校へ連絡をし、ブロック担当校において担当者を調整のうえ当該小中学校等へ支援を進めいくこととなります。支援のタイミングや頻度、内容については状況により様々ですが、地域の小中学校等において誰もが安心して学ぶことができる校内体制づくりを支援しております。

3について

- 転学については、教育環境の変化は児童生徒にとって大きな負担を伴うため、まずは、保護者と連携し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」

を見直すとともに、支援内容や環境整備等の改善策を検討します。そのうえで、本人・保護者をはじめ、専門家の意見等を聴取し、本人の教育的ニーズを第一に考えて、市町村教育委員会が総合的に判断するものです。

- また、転学の希望がある場合、まずは通学されている学校の管理職もしくは、お住いの市町村教育委員会の支援教育担当にご相談いただき、そのうえで市町村教育委員会において転学の必要があると判断された場合は、市町村教育委員会と府教育庁との協議を経て、転学となります。

4について

- 市町村立学校において支援教育に携わる教職員の専門性については、支援学校のセンター的機能を活用し、支援学校のリーディングスタッフによる指導支援や、各市町村におけるリーディングチームの巡回等により、その向上を図っています。また、令和2・3年度には、府事業「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業において、小・中学校等を対象に各市町村における支援教育推進のリーダーとなる「リーディングティーチャー」の育成と、「自立活動ハンドブック」をとりまとめ、府内小・中・義務教育学校へ配付しました。引き続き、市町村教育委員会と連携し、支援学級担任の専門性向上を図るとともに、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な指導・支援が行われるよう取り組んでまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 教職員室 教職員人事課(1下線部のみ)